

御前崎市 第4次地域福祉計画 第4次地域福祉活動計画 令和3年度～令和8年度



御前崎市マスコットキャラクター
なみまる



御前崎市マスコットキャラクター
ふうちゃん

お互いに支え合い
「みんながしあわせ」と感じる地域(まち)

御前崎市
社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	6
4 計画の策定方法	6
第2章 御前崎市の現状	8
1 御前崎市の現状	8
2 アンケート調査結果	17
3 前計画における目標指標の評価	37
4 アンケート調査結果などからみた課題	41
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 計画の基本理念	45
2 SDGsを踏まえた施策の推進	46
3 計画の基本目標	47
4 施策の体系	48
第4章 施策の展開	49
基本目標1 お互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり	50
施策の方向性(1) 市民が主役になる小地域福祉活動の推進・支援	50
施策の方向性(2) 福祉関係団体(福祉団体・当事者団体・ボランティア団体)への支援	55
施策の方向性(3) 災害時等の支援や防犯体制の強化	59
基本目標2 市民一人ひとりが積極的に地域福祉に参加するまちづくり	63
施策の方向性(1) 支え合う心を育むための地域福祉教育の推進・支援	63
施策の方向性(2) 多くの市民の地域福祉活動への参加の促進	67
施策の方向性(3) 地域福祉を身近に感じるための啓発活動の推進	71
基本目標3 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり	75
施策の方向性(1) 困ったときに気軽に相談できる包括的な相談支援体制の充実	75
施策の方向性(2) 誰もが健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり	81

第5章 計画の推進に向けて 88

- 1 計画の普及啓発 88
- 2 市民・地域、事業者、社会福祉協議会、行政の協働による計画の推進 88
- 3 計画の進行管理・評価 90

資料編 92

- 1 御前崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱 92
- 2 御前崎市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 93
- 3 御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員、作業部会委員名簿 94
- 4 御前崎市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過 96
- 5 用語解説 97



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨・背景

少子高齢化・人口減少社会の進行や、産業構造の変化により非正規労働者が増加する中、共働き世帯の増加等ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下したことから、高齢者の孤独死、地域からの孤立、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者、障がい者に対する虐待や自殺者の増加等の他、ひきこもり状態の長期化による8050問題や子育てと介護のダブルケアの問題等、新たな問題も多く発生しています。

そのような中、近年、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常から顔の見える関係づくりが求められています。このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられる相互の関係をつくっていくことが必要です。

本市では、市民の皆さんと協働し、子どもから高齢者まですべての人々が支え合い、市民一人ひとりが「しあわせ」を感じられる社会づくりを目指し、平成28年3月に「御前崎市第3次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に向けて取り組んでまいりました。このたび、「御前崎市第3次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」の期間が最終年度を迎えることから、地域福祉に関わる取り組みの実施状況や社会経済情勢、市民のニーズなどの変化を踏まえつつ、令和3年度以降の地域福祉の基本的な方向性について明らかにしていくものとして、「御前崎市第4次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」を策定しました。

(2) 福祉施策の流れと今後の課題

国においては、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくために、平成28年度に厚生労働省で「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

その一環として、平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、「社会福祉法」が改正され、平成30年4月から施行されました。この法改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されています。

地域福祉計画は、次の5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

(3) 「地域」の捉え方

隣近所や町内会、地区センター単位等の生活圏を捉えた「暮らしの空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者等の事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域があります。

人の営みや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なり合いながら、市民相互のつながりや交流、助け合い等が必要になります。

こうした範囲を「地域」と捉えるほか、市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は御前崎市全体を「地域」と捉えます。

このように、この計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

① 御前崎市地域福祉計画

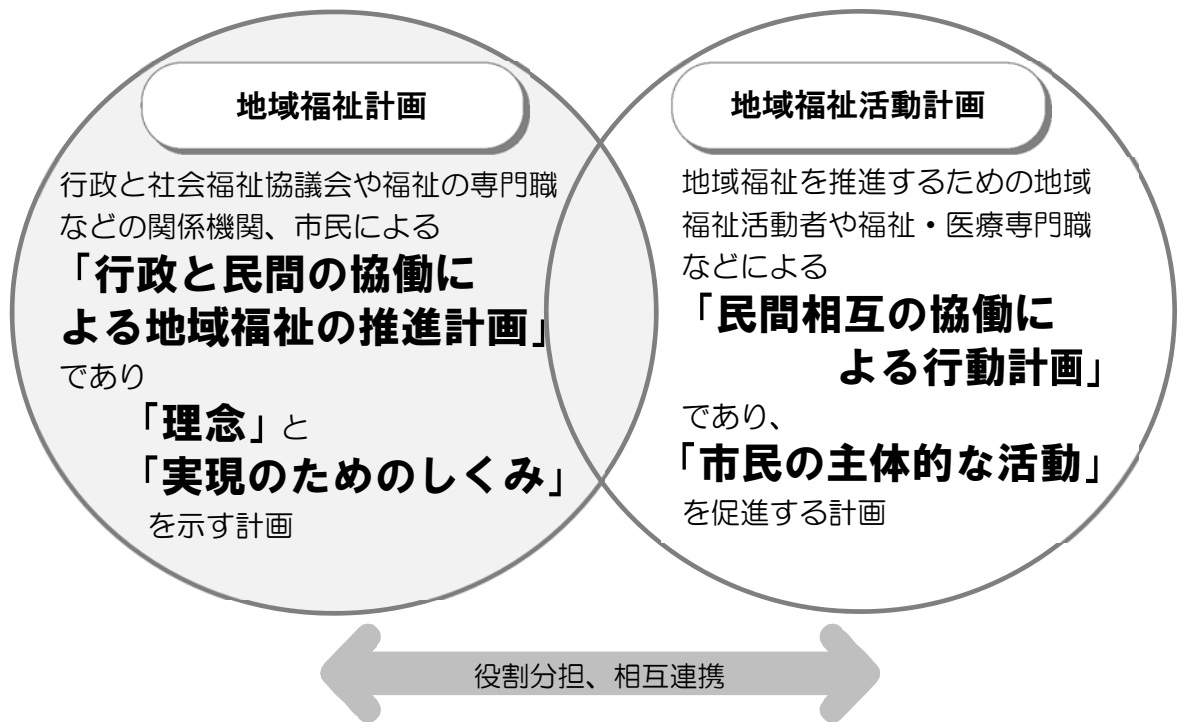
地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職などの関係機関、市民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

② 御前崎市地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職などが相互に協力して策定する民間による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。

そのため、本計画では、行政計画である地域福祉計画と、民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定します。

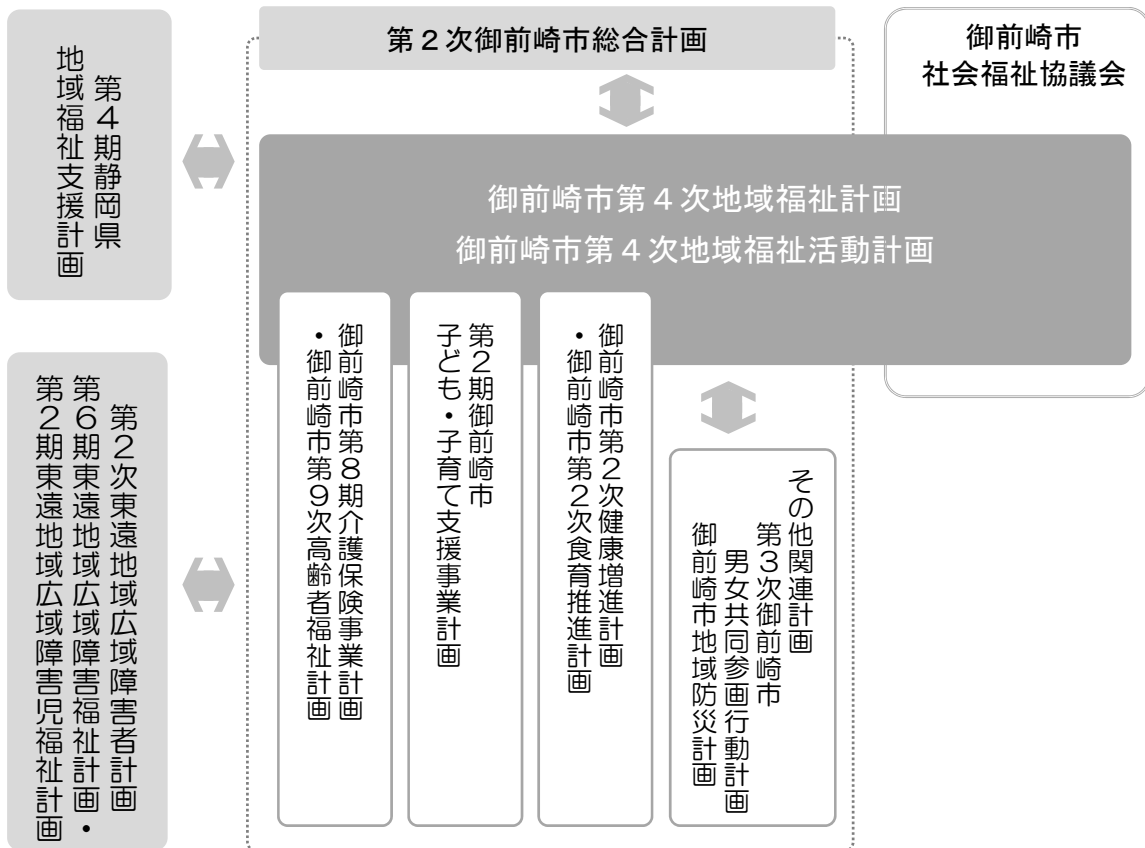


(2) 関連諸計画との位置づけ

本計画は、「第2次御前崎市総合計画」を上位計画とし、「御前崎市第8期介護保険事業計画・御前崎市第9次高齢者福祉計画」や「第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画」「御前崎市第2次健康増進計画・御前崎市第2次食育推進計画」等の分野別計画を横断するとともに、東遠地域での「第2次東遠地域広域障害者計画」「第6期東遠地域広域障害福祉計画・第2期東遠地域広域障害児福祉計画」と整合を図り、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

また、県の「第4期静岡県地域福祉支援計画」と連携しながら計画を推進していきます。

[位置付け図]



3 計画の期間

本計画の計画期間は、各個別計画の期間と連携を図るため、令和3年度から令和8年度までの6か年計画とします。なお、令和5年度には進捗状況等の中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うなど、効果的に施策を展開します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第3次計画	第4次地域福祉計画 第4次地域福祉活動計画						第5次計画
			中間評価 ・見直し				

4 計画の策定方法

この計画は、現状を把握するために市民アンケート調査、福祉懇談会等を実施するとともに、策定委員会での協議等を通じて市民の提言を反映させて策定します。

(1) 策定委員会

地域福祉施策は本市行政組織の幅広い部門に関連するため、地域福祉関係団体から構成される「御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議し、その提言を計画に反映させていきます。

(2) 作業部会

「御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」に提示する計画素案を作成するため、関係部署の職員で構成する「御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会」を設置し、検討を行います。

(3) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、一般市民を対象に「第4次御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)」を実施し、結果から出た意見や課題を計画に反映させていきます。

(4) 福祉懇談会の実施

市民の福祉課題についての把握を行うため、直接市民から意見を聴く機会として、福祉懇談会を市内8支部社協・市内福祉団体に開催し、福祉懇談会で出された意見や課題を計画に反映させていきます。

(5) パブリックコメントの実施

「御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」などで検討した内容に関してパブリックコメントを行い、市民などの意見を広く募集し、計画策定などに反映させていきます。



第 2 章

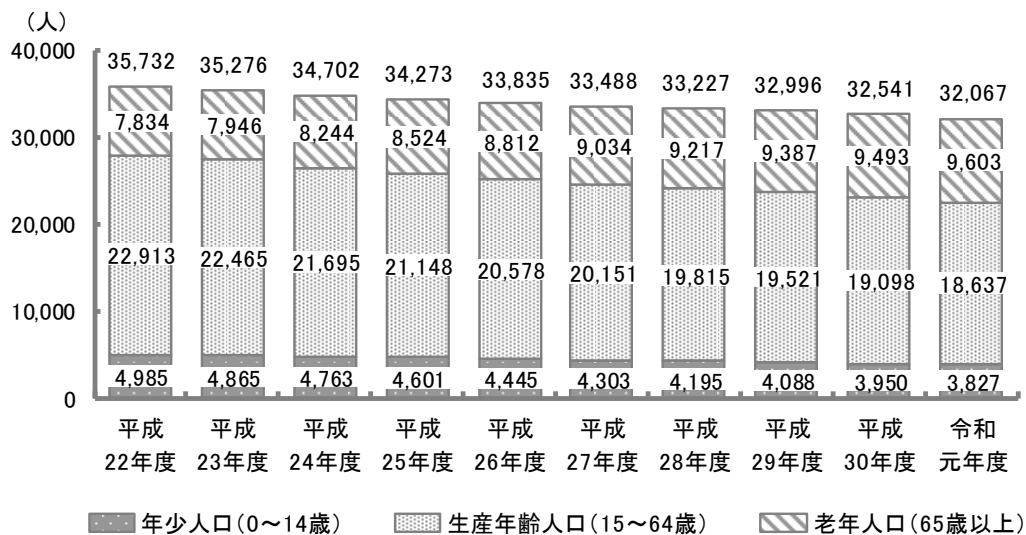
御前崎市の現状

1 御前崎市の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口は、令和元年度末で32,067人であり、年少人口(0~14歳)は3,827人、生産年齢人口(15~64歳)は18,637人、老年人口(65歳以上)は9,603人となっています。

人口構造の推移

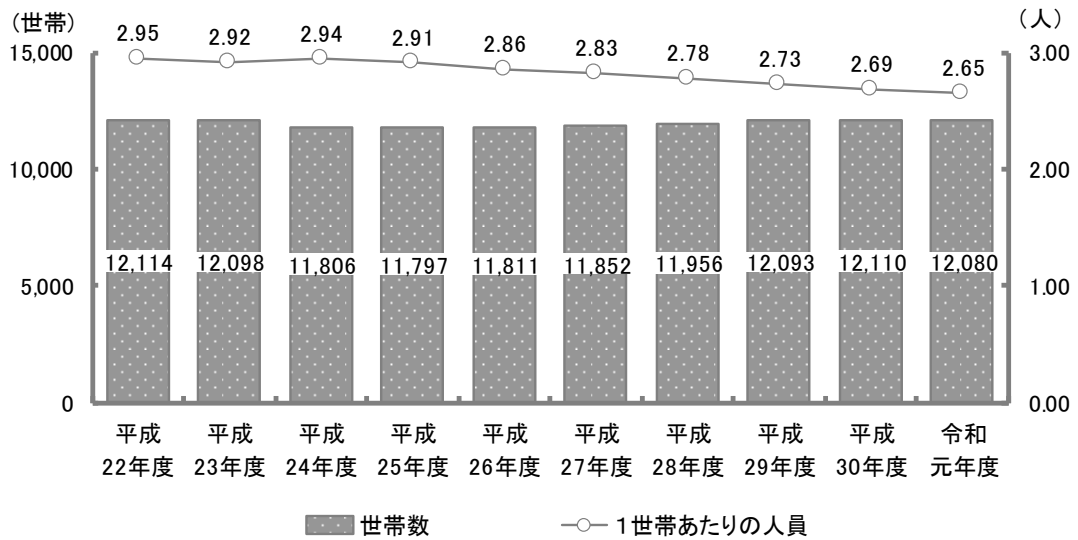


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯の状況は、増減を繰り返し、令和元年度で 12,080 世帯となっています。また、1 世帯あたりの人員は 2.65 人と年々減少しています。

世帯の状況の推移

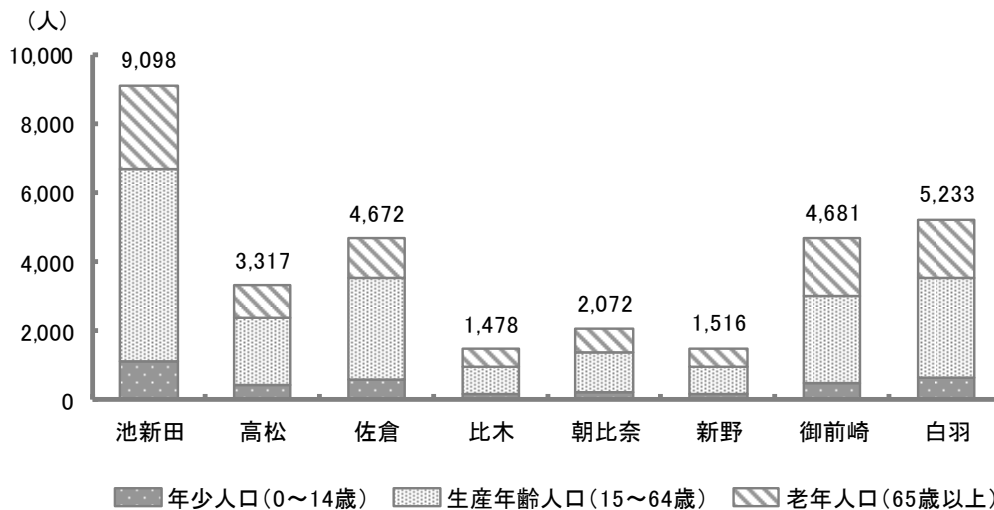


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

(3) 地区別にみた人口の状況

地区別にみた人口の状況をみると、池新田が 9,098 人と最も多く、次いで白羽で 5,233 人、御前崎で 4,681 人となっています。

地区別にみた人口の状況

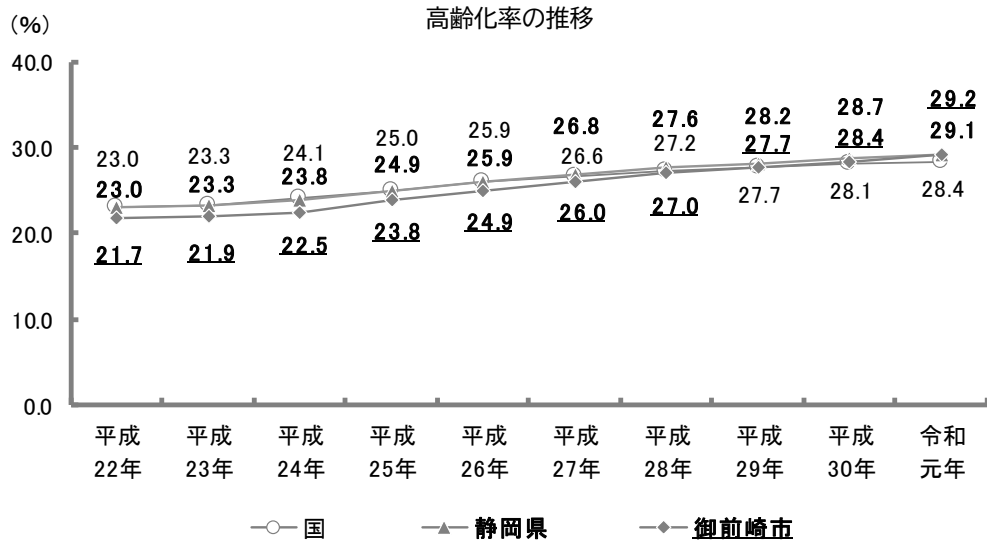


資料：住民基本台帳（令和2年3月31日現在）

	池新田	高松	佐倉	比木	朝比奈	新野	御前崎	白羽
年少人口 (0~14歳)	1,118 (12.3%)	443 (13.4%)	574 (12.3%)	161 (10.9%)	257 (12.4%)	158 (10.4%)	483 (10.3%)	633 (12.1%)
生産年齢人口 (15~64歳)	5,581 (61.3%)	1,943 (58.6%)	2,942 (63.0%)	792 (53.6%)	1,110 (53.6%)	804 (53.0%)	2,538 (54.2%)	2,927 (55.9%)
老年人口 (65歳以上)	2,399 (26.4%)	931 (28.1%)	1,156 (24.7%)	525 (35.5%)	705 (34.0%)	554 (36.5%)	1,660 (35.5%)	1,673 (32.0%)

(4) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、国・静岡県・御前崎市ともに上昇し続けています。また、御前崎市の高齢化率は、平成 28 年までは国・静岡県に比べ低い水準で推移していましたが、令和元年には 29.2%と国・県よりも高い値となっています。

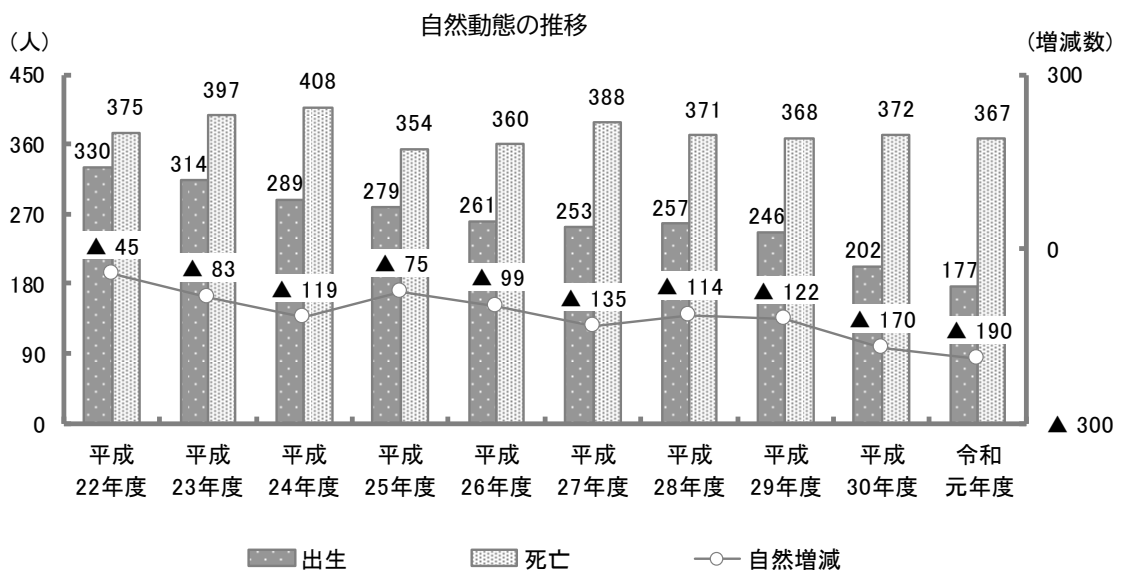


資料：国：総務省統計局資料（各年 10 月 1 日現在）

静岡県・御前崎市：高齢者福祉行政の基礎調査（各年 4 月 1 日現在）

(5) 自然動態の推移

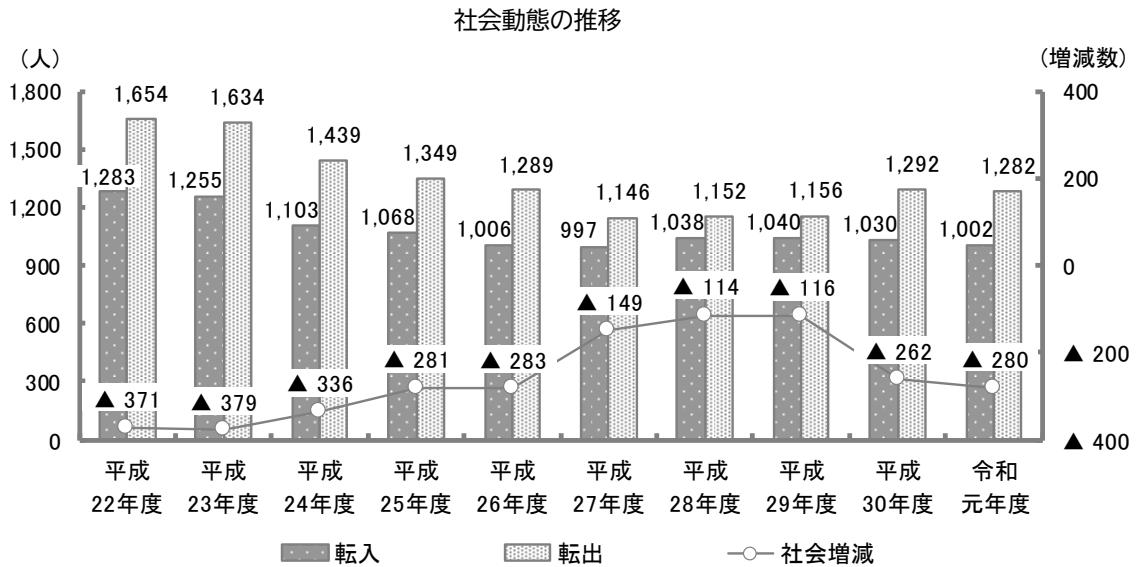
自然動態の推移をみると、出生は減少傾向にあり、令和元年度では 177 人となっています。また、死亡は増減を繰り返しており、令和元年度では 367 人で、自然増減は 190 人減となっています。



資料：住民基本台帳（各年度 3 月 31 日現在）

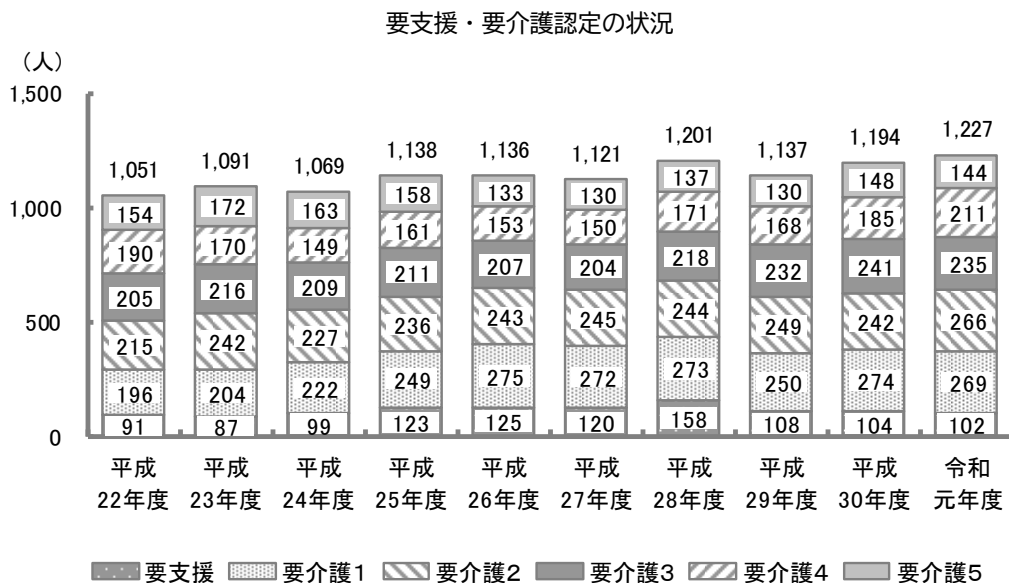
(6) 社会動態の推移

社会動態の推移をみると、平成 27 年度以降は転入・転出ともに増減を繰り返しており、令和元年度では転入が 1,002 人、転出が 1,282 人、社会増減は 280 人減となっています。



(7) 要支援・要介護認定の状況

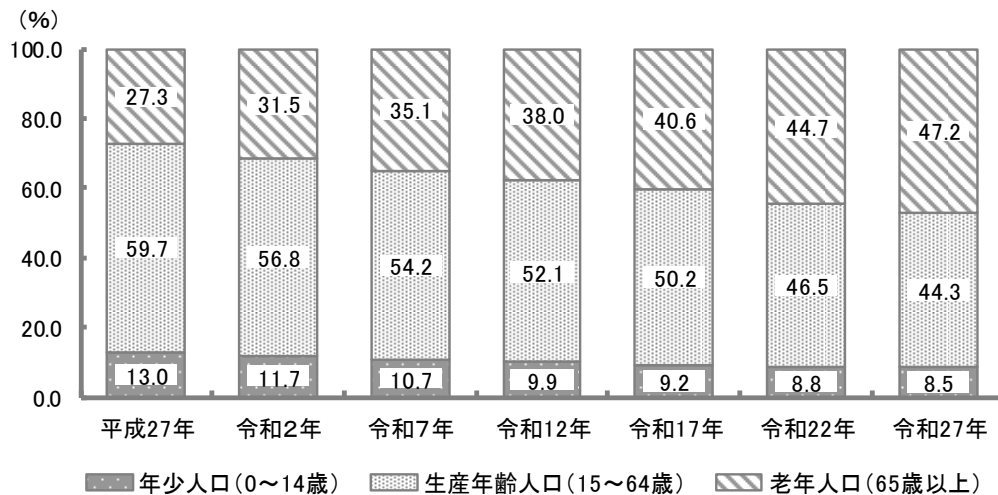
要支援・要介護認定の状況をみると、増減を繰り返しており、令和元年度で 1,227 人となっています。特に要介護 1 は平成 22 年度と比較すると伸び率が高く、令和元年度では 269 人となっています。



(8) 年齢3区分別構成割合

年齢3区分別構成割合をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少する見通しですが、一方で、老年人口（65歳以上）は増加する見通しとなっており、令和27年では47.2%と予測されます。

年齢3区分別構成割合の推移

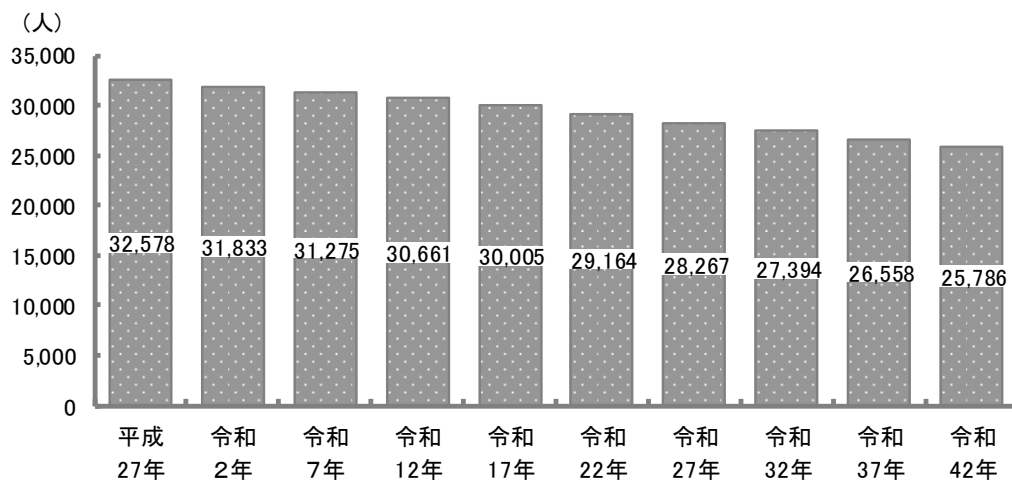


資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月30日）

(9) 将来の人口予測

将来の人口予測は、年々減少する見通しで、令和22年には30,000人を切り、令和42年では25,786人と予測されます。

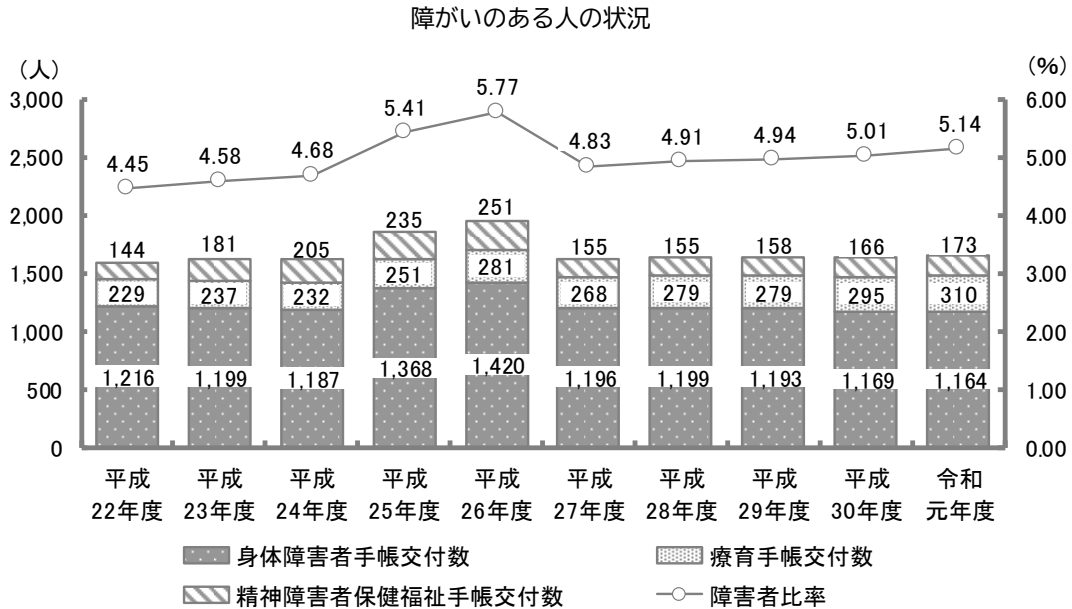
将来の人口予測



資料：御前崎市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

(10) 障がいのある人の状況

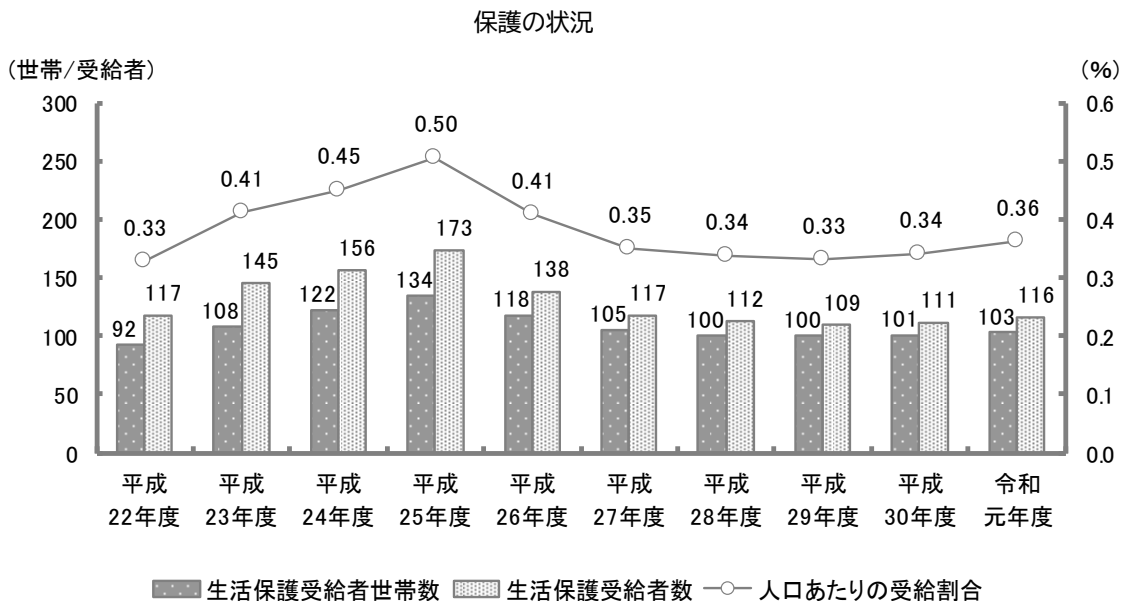
障がいのある人の状況をみると、令和元年度で身体障害者手帳交付数は1,164件、療育手帳交付数は310件、精神障害者保健福祉手帳交付数は173件となっています。また、障害者比率は令和元年度では5.14%となっています。



資料：福祉課（各年度3月31日現在）

(11) 保護の状況

保護の状況をみると、令和元年度では、生活保護受給者世帯数は103世帯、生活保護受給者は116人、人口あたりの受給割合は0.36%となっています。

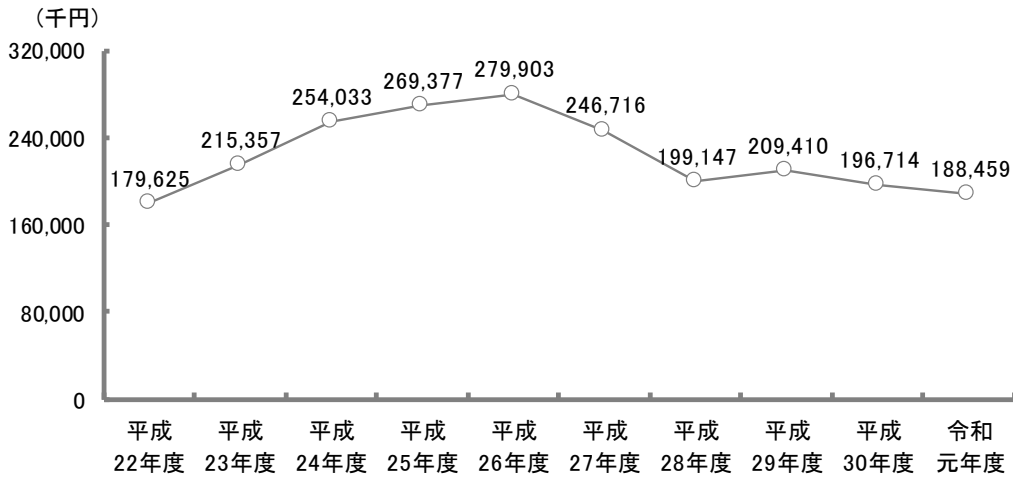


資料：福祉課（福祉行政報告例）

(12) 生活保護受給費

生活保護受給費の推移をみると、平成 26 年度までは増加傾向であったものの、近年は減少傾向となっており、令和元年度では 188,459 千円となっています。

生活保護受給費の推移

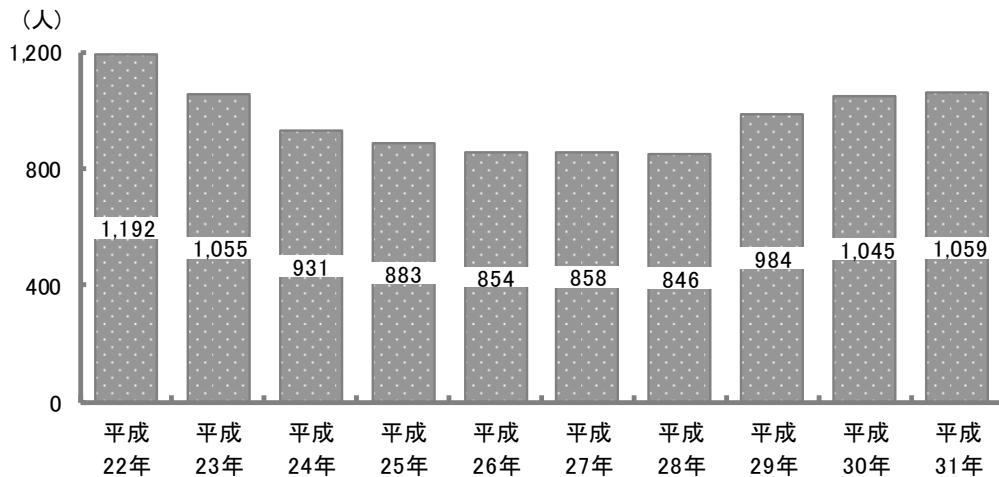


資料：福祉課（経理状況報告）

(13) 外国人の状況

外国人の推移をみると、平成 28 年までは減少傾向で推移していましたが、平成 29 年から増加し、平成 31 年では 1,059 人と、平成 28 年に比べ 1.25 倍となっています。

外国人の推移

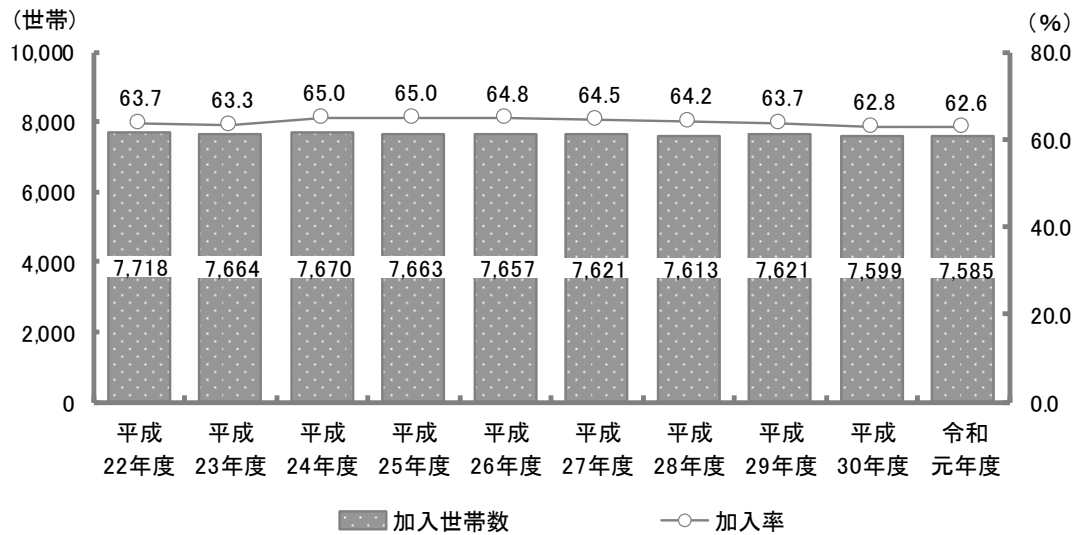


資料：外国人登録者名簿（各年 3 月 31 日現在）

(14) 町内会加入状況

町内会加入状況をみると、加入世帯数・加入率ともに横ばいで推移しており、令和元年度で加入世帯数は7,585世帯、加入率は62.6%となっています。

町内会加入状況



資料：総務課（各年度4月1日現在）

2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「御前崎市第4次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

御前崎市在住の20歳以上を無作為抽出

③ 調査期間

令和2年6月12日から6月26日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	847 通	42.4%

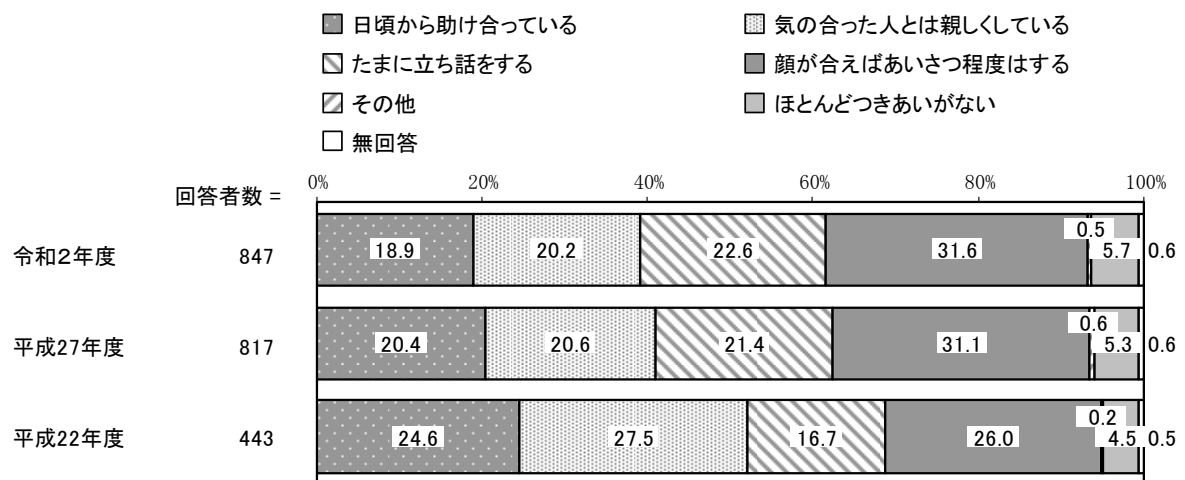
(2) 調査の主な結果

① 近所づきあいについて

「顔が合えばあいさつ程度はする」の割合が31.6%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする」の割合が22.6%、「気の合った人とは親しくしている」の割合が20.2%となっています。

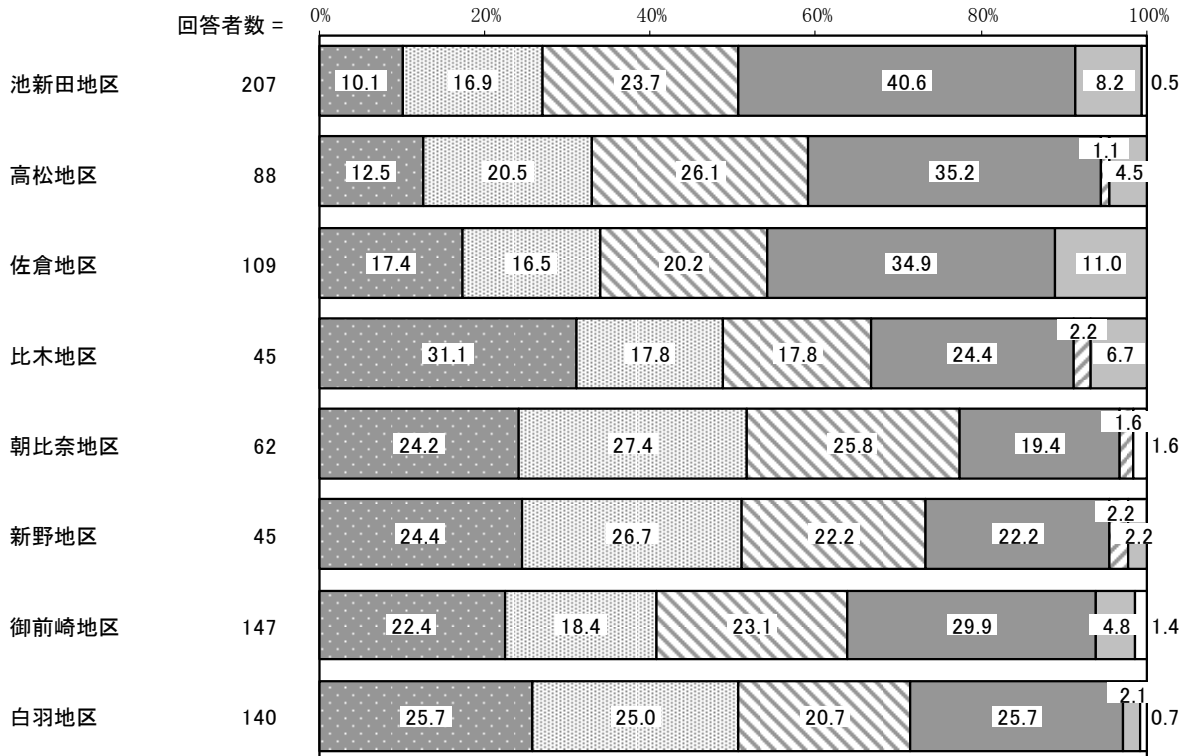
過去の調査と比較すると、平成22年度以降、「日頃から助け合っている」「気の合った人とは親しくしている」の割合が減少し、「たまに立ち話をする」「顔が合えばあいさつ程度はする」の割合が増加する傾向がみられます。

近所づきあいについて



【地区別】

地区別にみると、他に比べ、比木地区で「日頃から助け合っている」の割合が高くなっています。また、他に比べ、朝比奈地区で「気の合った人とは親しくしている」の割合が、高松地区で「たまに立ち話をする」の割合が、池新田地区で「顔が合えばあいさつ程度はする」の割合が、佐倉地区で「ほとんどつきあいが無い」の割合が高くなっています。

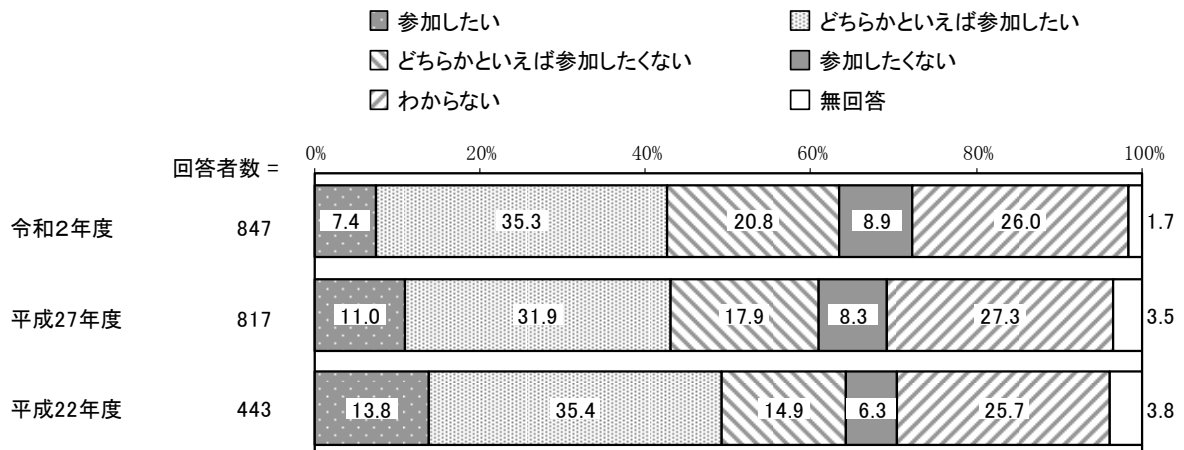


② 地域福祉を推進する活動について

「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」をあわせた“参加したい”の割合が42.7%、「どちらかといえば参加したくない」と「参加したくない」をあわせた“参加したくない”の割合が29.7%となっています。

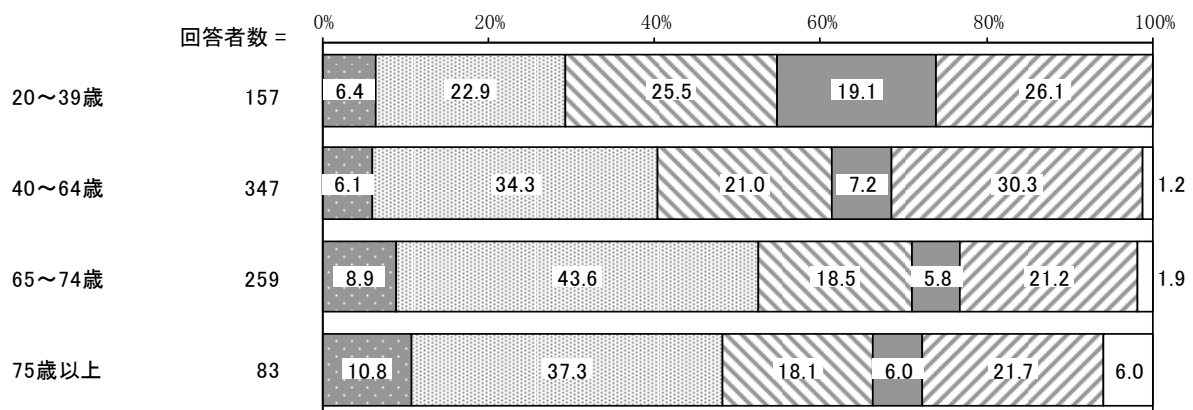
過去の調査と比較すると、平成22年度以降“参加したい”の割合が減少し、“参加したくない”の割合が増加する傾向がみられます。

地域福祉を推進する活動について



【年齢別】

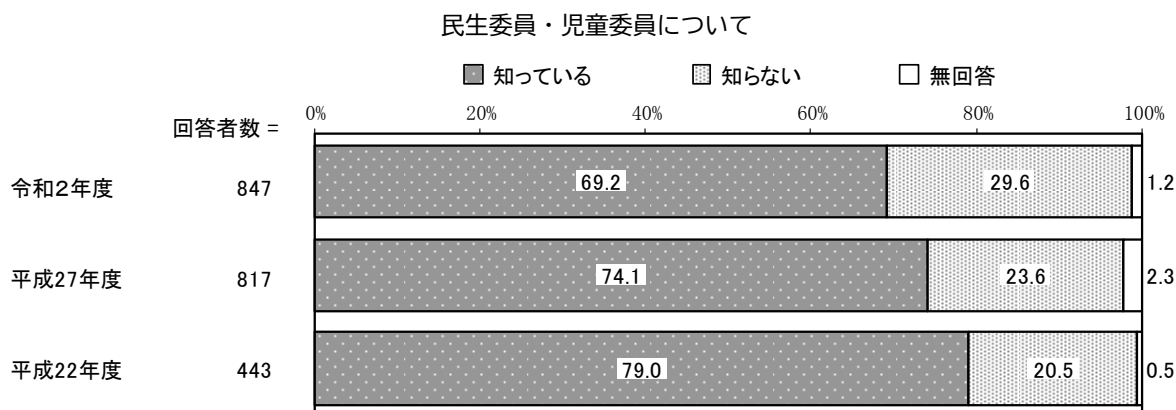
年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて“参加したい”の割合が高くなる傾向がみられます。また、年齢が低くなるほど“参加したくない”の割合が高くなる傾向がみられます。



③ 民生委員・児童委員について

「知っている」の割合が69.2%、「知らない」の割合が29.6%となっています。

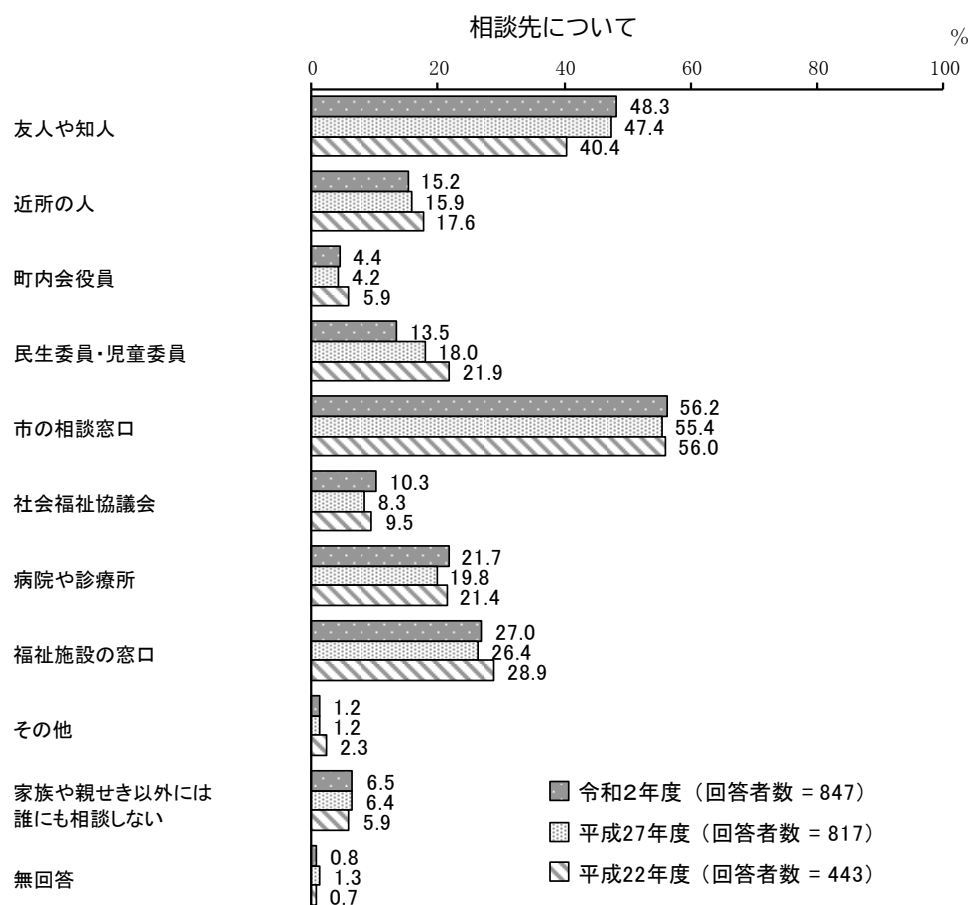
過去の調査と比較すると、平成22年度以降「知っている」の割合が減少し、「知らない」の割合が増加する傾向がみられます。



④ 生活上で困りごとや福祉サービスが必要になったときの相談先について

「市の相談窓口」の割合が56.2%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が48.3%、「福祉施設の窓口」の割合が27.0%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年度以降「友人や知人」の割合が増加し、「民生委員・児童委員」の割合が減少する傾向がみられます。



【年齢別】

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「近所の人」「町内会役員」「民生委員・児童委員」「福祉施設の窓口」の割合が高くなる傾向がみられます。また、年齢が低くなるほど「友人や知人」「病院や診療所」の割合が高くなる傾向がみられます。また、他に比べ、40～64歳で「市の相談窓口」の割合が、65～74歳で「社会福祉協議会」の割合が、75歳以上で「家族や親せき以外には誰にも相談しない」の割合が高くなっています。

単位：％

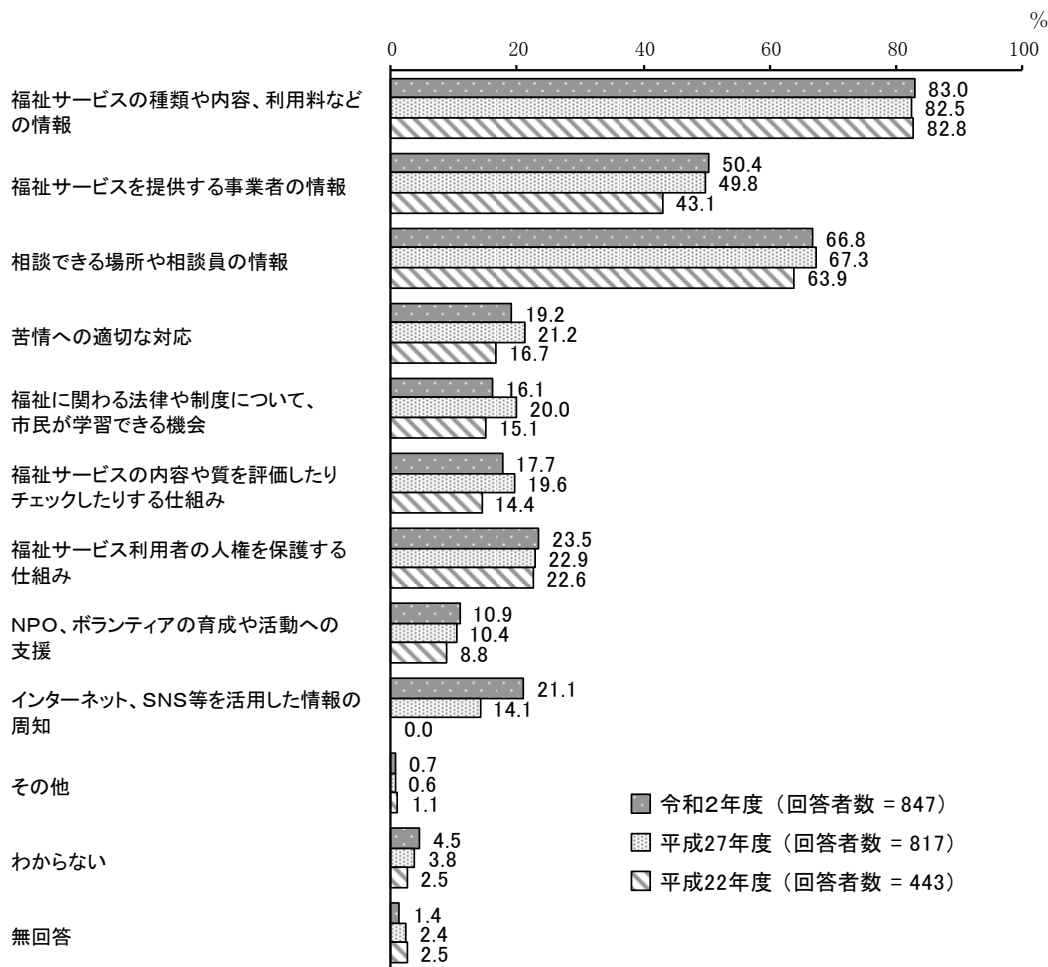
区分	有効回答数 (件)	友人や知人	近所の人	町内会役員	民生委員・児童委員	市の相談窓口	社会福祉協議会	病院や診療所	福祉施設の窓口	その他	家族や親せき以外には誰にも相談しない	無回答
20～39歳	157	62.4	10.2	2.5	1.3	43.9	5.1	22.9	17.8	3.2	9.6	—
40～64歳	347	50.7	13.0	3.7	9.2	62.5	9.8	25.1	28.0	0.9	4.0	0.3
65～74歳	259	40.2	19.7	6.2	23.9	61.4	14.3	19.3	31.7	—	6.2	—
75歳以上	83	36.1	19.3	4.8	21.7	37.3	9.6	13.3	26.5	2.4	12.0	7.2

⑤ 福祉サービスを安心して利用できる環境をつくるために必要なことについて

「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」の割合が83.0%と最も高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」の割合が66.8%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」の割合が50.4%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年度以降「福祉サービスを提供する事業者の情報」の割合が増加する傾向がみられます。また、平成27年度調査に比べ、「インターネット、SNS等を活用した情報の周知」の割合が増加しています。

福祉サービスを安心して利用できる環境をつくるために必要なことについて

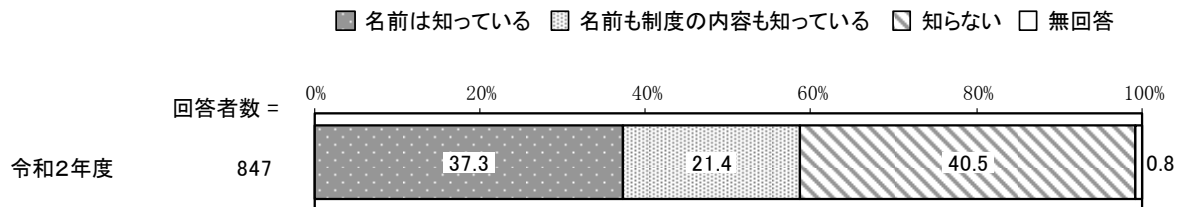


※「インターネット、SNS等を活用した情報の周知」の選択肢は平成27年度調査で追加されました。

⑥ 成年後見制度について

「知らない」の割合が40.5%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が37.3%、「名前も制度の内容も知っている」の割合が21.4%となっています。

成年後見制度について

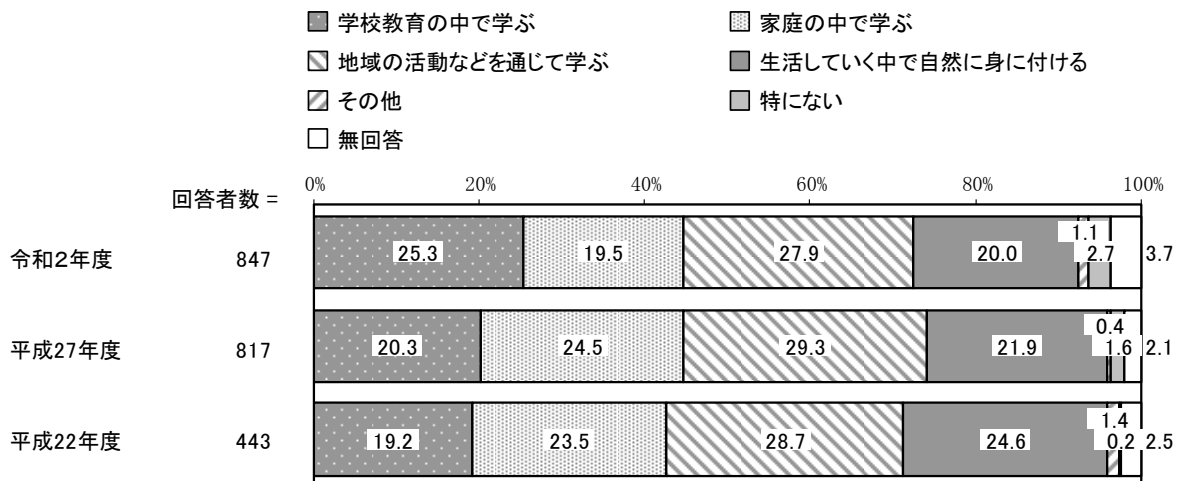


⑦ 子どもたちに対する福祉教育について

「地域の活動などを通じて学ぶ」の割合が27.9%と最も高く、次いで「学校教育の中で学ぶ」の割合が25.3%、「生活していく中で自然に身に付ける」の割合が20.0%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年度以降「学校教育の中で学ぶ」の割合が増加する傾向がみられます。また、平成27年度調査に比べ、「家庭の中で学ぶ」の割合が減少しています。

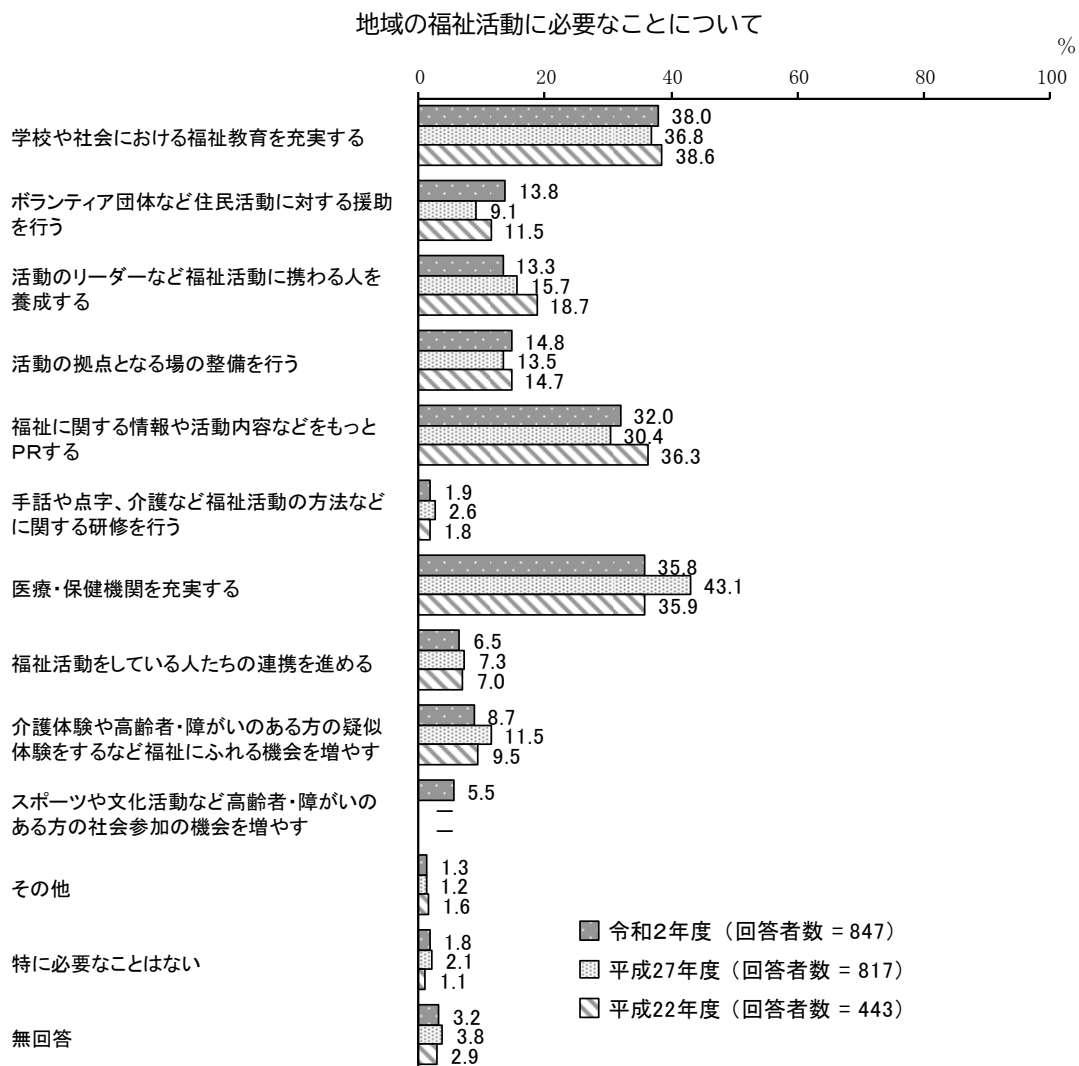
子どもたちに対する福祉教育について



⑧ 地域の福祉活動に必要なことについて

「学校や社会における福祉教育を充実する」の割合が38.0%と最も高く、次いで「医療・保健機関を充実する」の割合が35.8%、「福祉に関する情報や活動内容などをもっとPRする」の割合が32.0%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年度以降「活動のリーダーなど福祉活動に携わる人を養成する」の割合が減少する傾向がみられます。また、平成27年度調査と比べ、「医療・保健機関を充実する」の割合が減少しています。

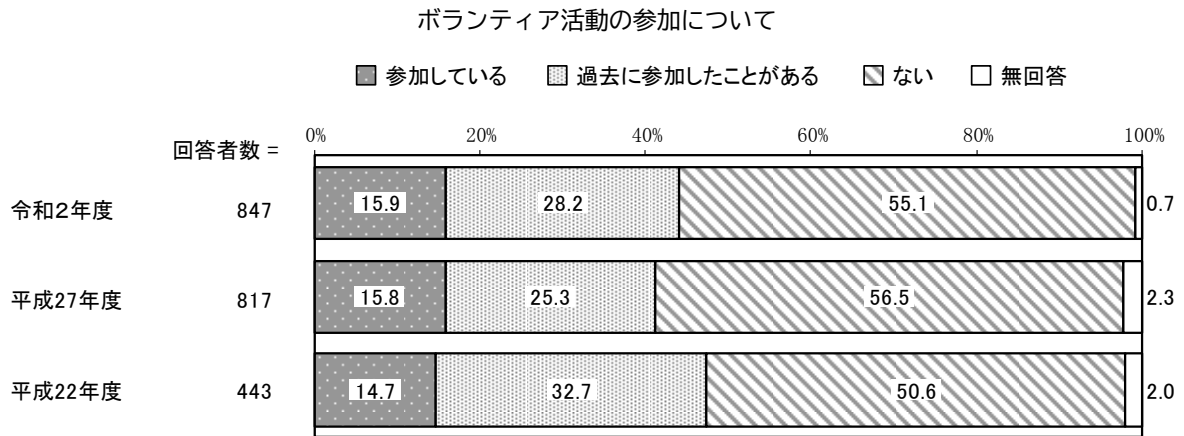


※ 「スポーツや文化活動など高齢者・障がいのある方の社会参加の機会を増やす」の選択肢は、令和2年度調査で追加されました。

⑨ ボランティア活動の参加について

「ない」の割合が55.1%と最も高く、次いで「過去に参加したことがある」の割合が28.2%、「参加している」の割合が15.9%となっています。

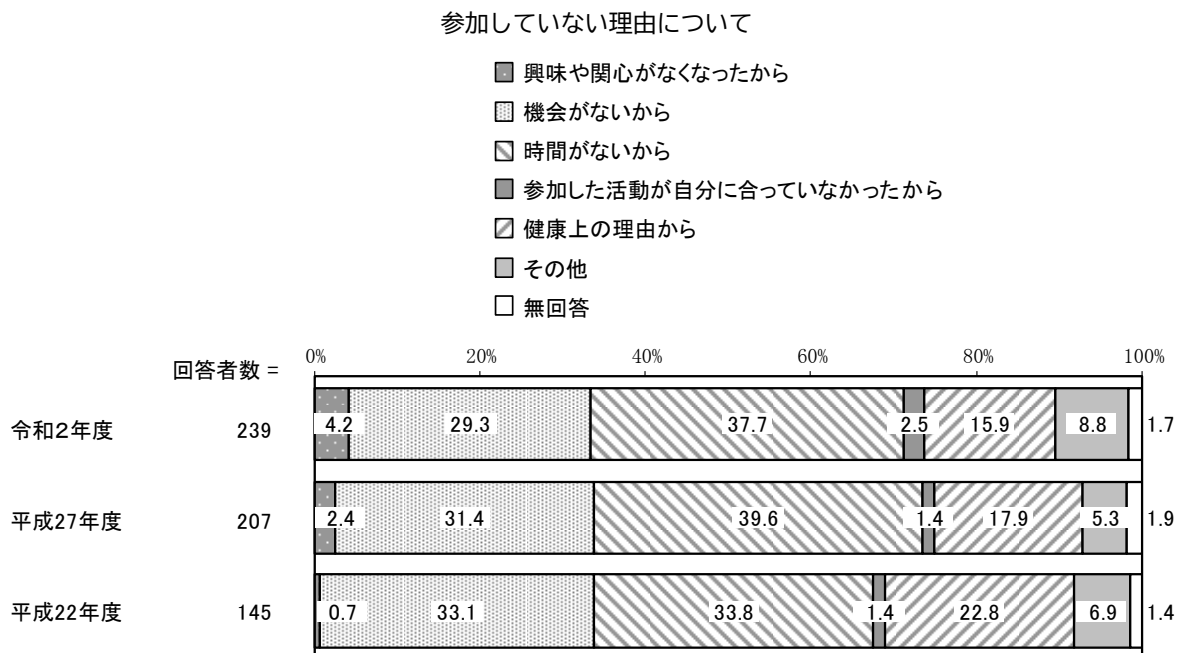
過去の調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑩ ボランティア活動に参加していない理由について

「時間がないから」の割合が37.7%と最も高く、次いで「機会がないから」の割合が29.3%、「健康上の理由から」の割合が15.9%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年度以降「機会がないから」「健康上の理由から」の割合が減少する傾向がみられます。

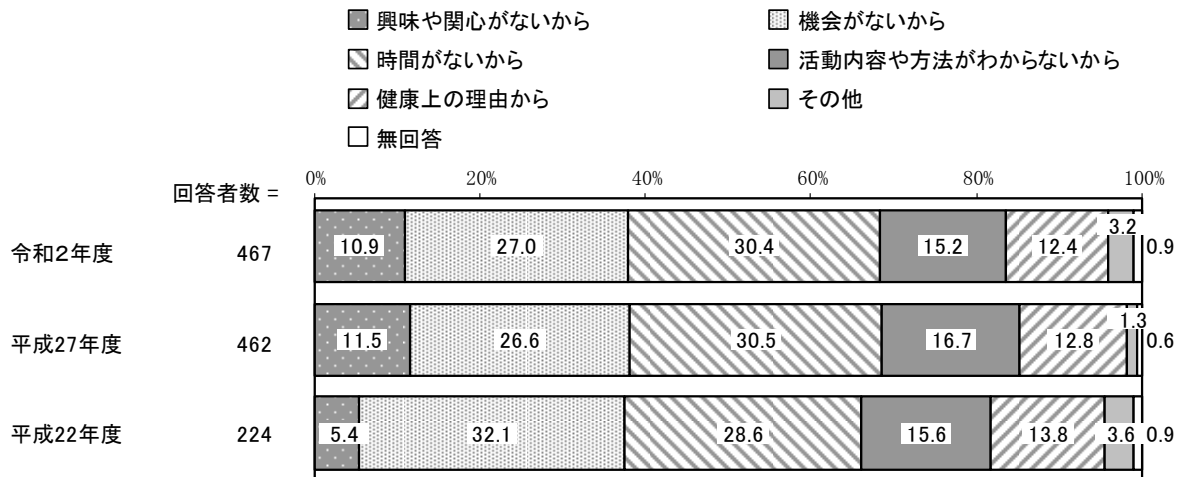


⑪ ボランティア活動に参加したことがない理由について

「時間がないから」の割合が30.4%と最も高く、次いで「機会がないから」の割合が27.0%、「活動内容や方法がわからないから」の割合が15.2%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年度調査に比べ、「興味や関心がないから」の割合が増加し、「機会がないから」の割合が減少しています。

参加したことがない理由について

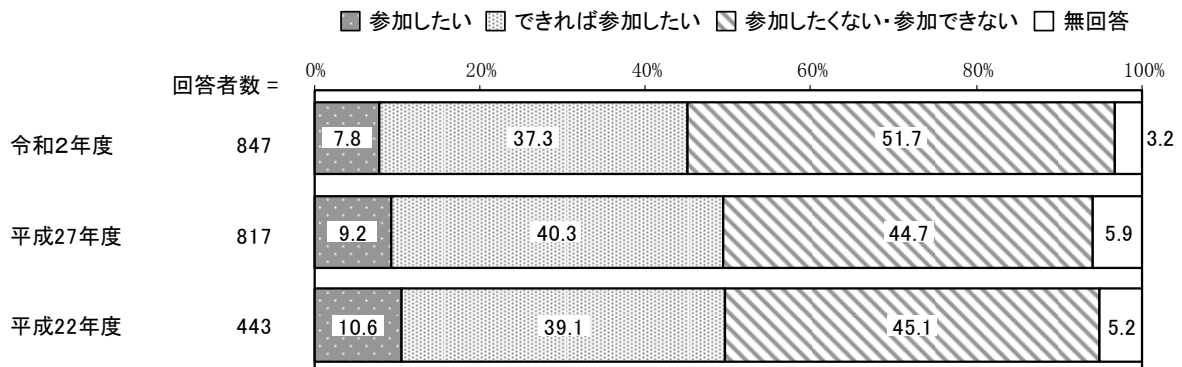


⑫ ボランティア活動への参加意向について

「参加したくない・参加できない」の割合が51.7%と最も高く、次いで「できれば参加したい」の割合が37.3%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年度調査、平成27年度調査に比べ、「参加したくない・参加できない」の割合が増加しています。

ボランティア活動への参加意向について

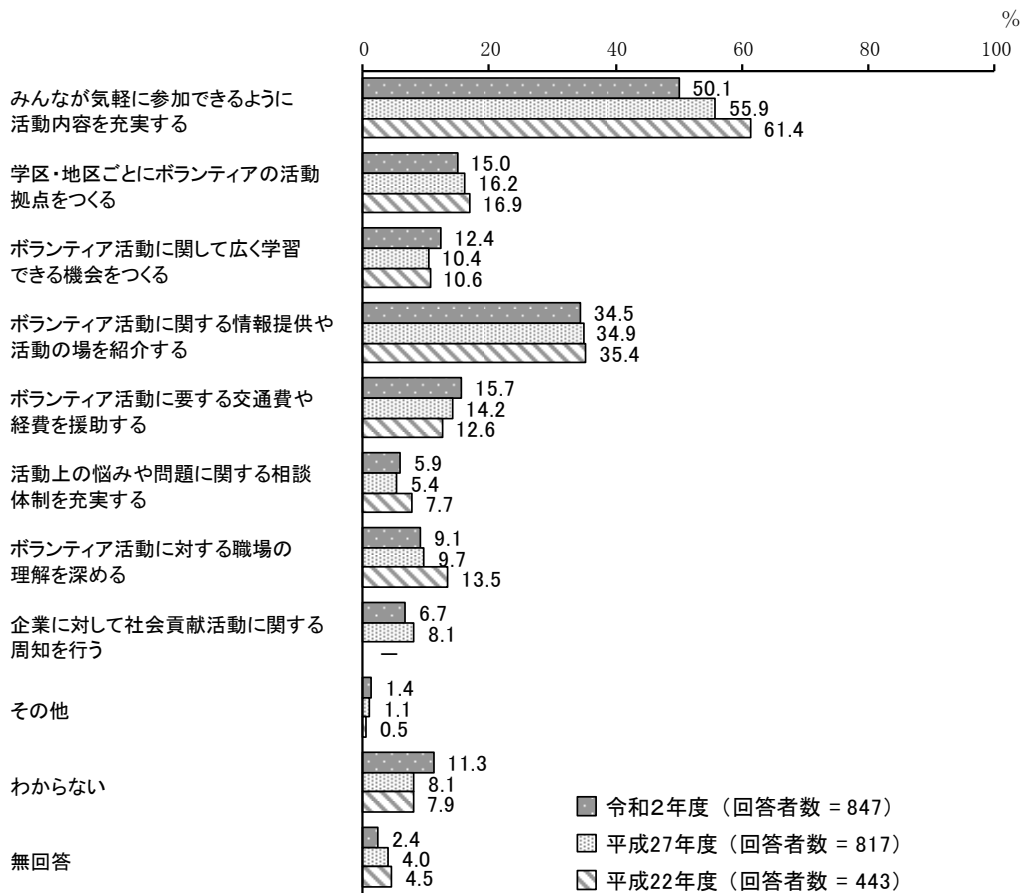


⑬ ボランティア活動が活発になるために必要なことについて

「みんなが気軽に参加できるように活動内容を充実する」の割合が 50.1%と最も高く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する」の割合が 34.5%、「ボランティア活動に要する交通費や経費を援助する」の割合が 15.7%となっています。

過去の調査と比較すると、平成 22 年度以降「みんなが気軽に参加できるように活動内容を充実する」の割合が減少する傾向がみられます。

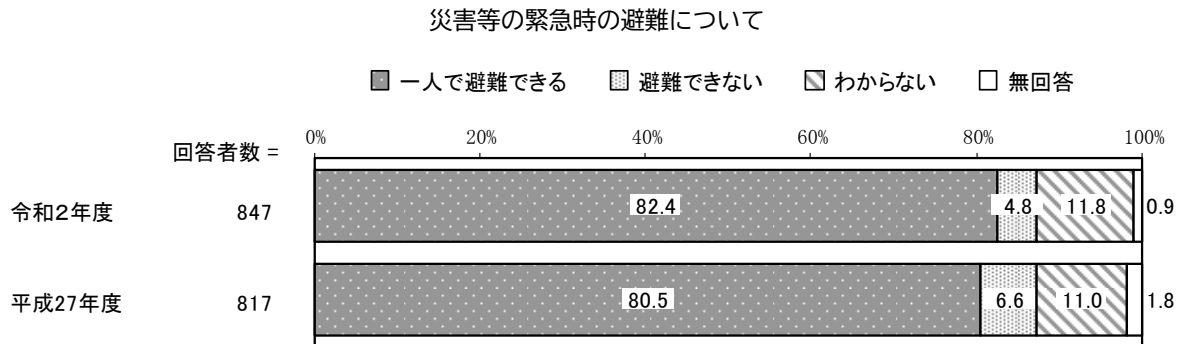
ボランティア活動が活発になるために必要なことについて



⑭ 災害等の緊急時の避難について

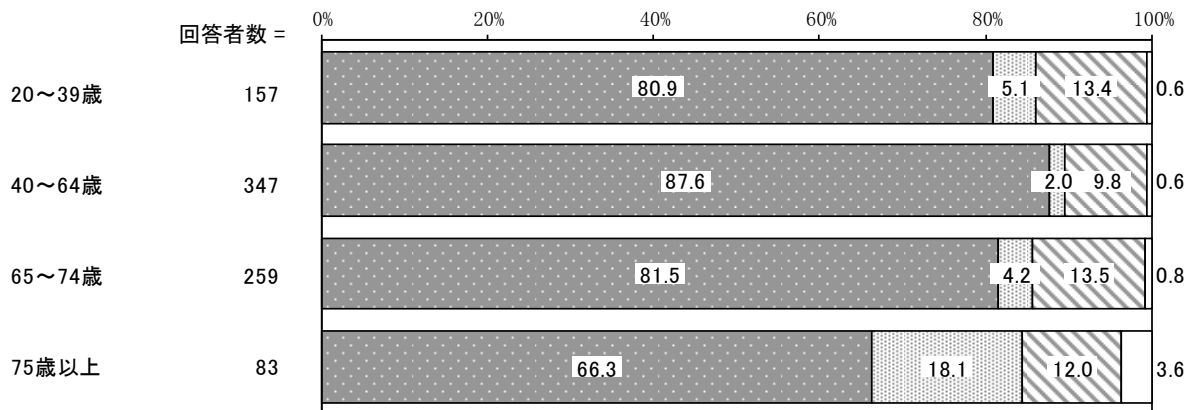
「一人で避難できる」の割合が82.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が11.8%となっています。

平成27年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【年齢別】

年齢別にみると、他に比べ、40～64歳で「一人で避難できる」の割合が高くなっています。また、他に比べ、75歳以上で「避難できない」の割合が高くなっています。



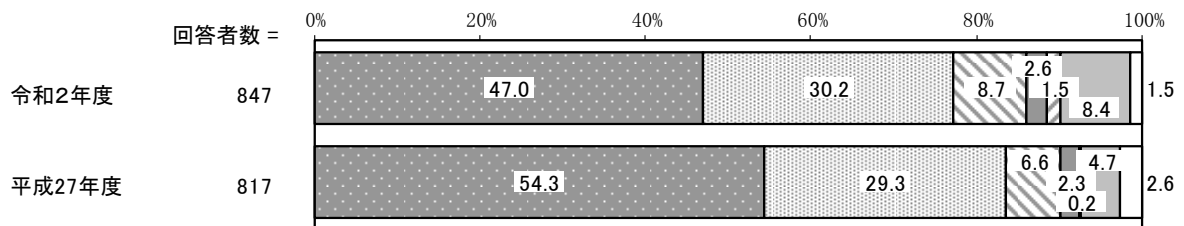
⑮ 災害時に避難支援の必要な人の情報を地域で共有することについて

「平常時から隣近所で共有しておくことが必要である」の割合が 47.0%と最も高く、次いで「災害時にすぐに住民に提供できるよう、平常時から自治会（自主防災組織）が把握しておくことが必要である」の割合が 30.2%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「平常時から隣近所で共有しておくことが必要である」の割合が減少しています。

災害時に避難支援の必要な人の情報を地域で共有することについて

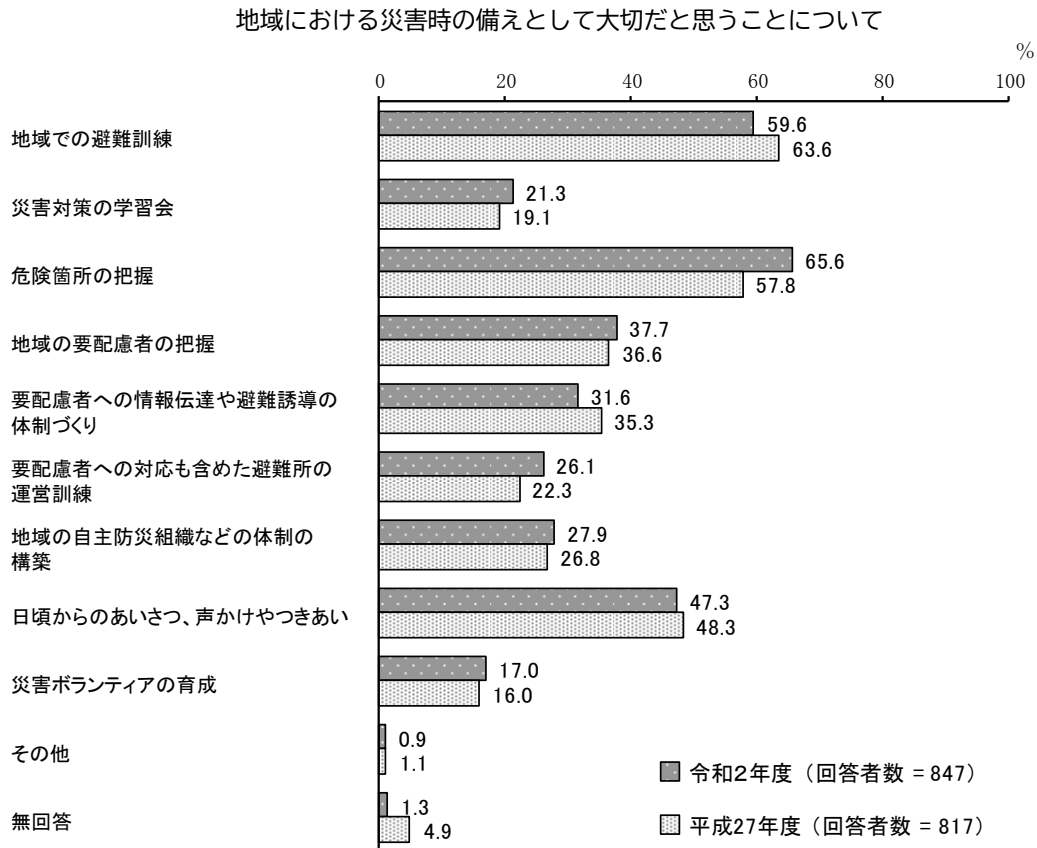
- 平常時から隣近所で共有しておくことが必要である
- 災害時にすぐに住民に提供できるよう、平常時から自治会（自主防災組織）が把握しておくことが必要である
- 災害が発生して支援が必要となったときに、市役所が地域に提供すべきである
- 個人情報なので、地域で共有すべきではない
- その他
- わからない
- 無回答



⑯ 地域における災害時の備えとして大切だと思うことについて

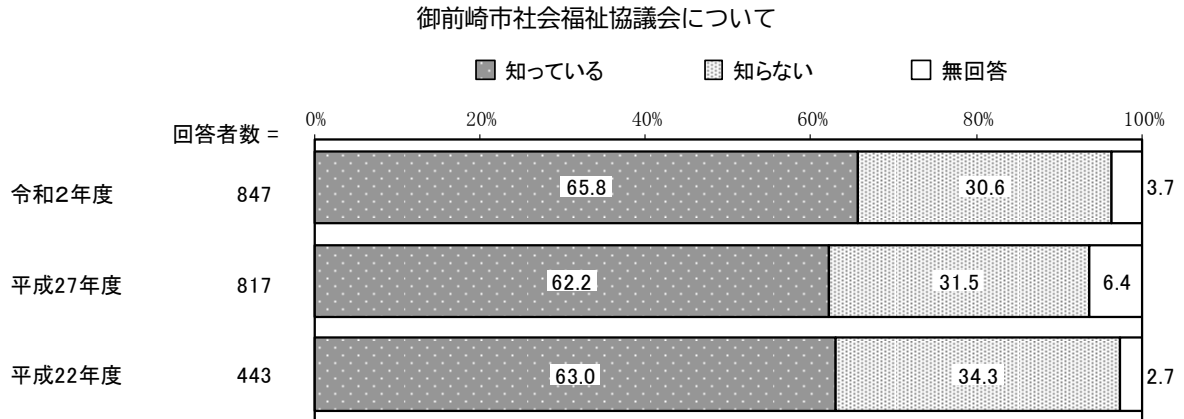
「危険箇所の把握」の割合が65.6%と最も高く、次いで「地域での避難訓練」の割合が59.6%、「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」の割合が47.3%となっています。

平成27年度調査と比較すると、「危険箇所の把握」の割合が増加しています。



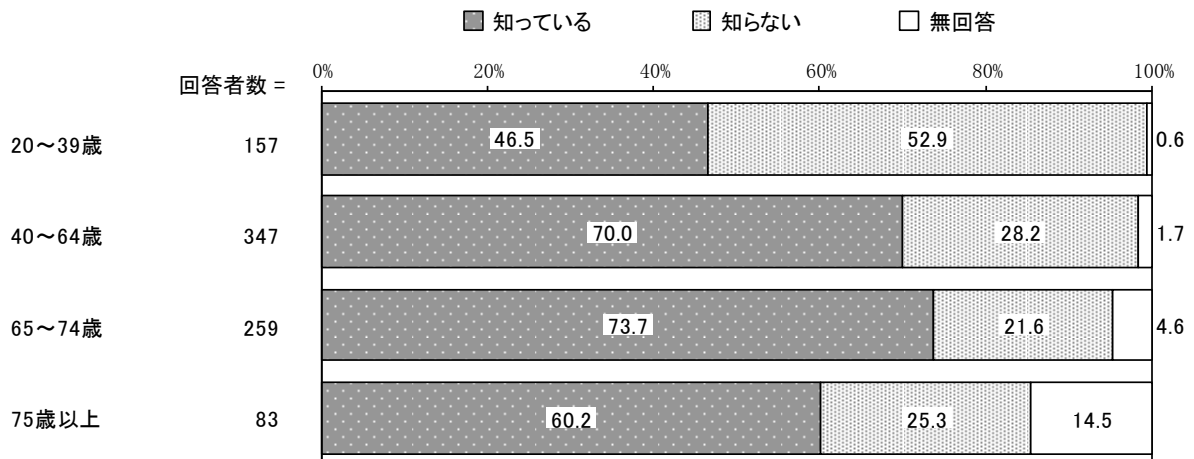
⑰ 御前崎市社会福祉協議会について

「知っている」の割合が65.8%、「知らない」の割合が30.6%となっています。
過去の調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【年齢別】

年齢別にみると、他に比べ、65～74歳で「知っている」の割合が高くなっています。また、年齢が低くなるほど「知らない」の割合が高くなる傾向がみられます。

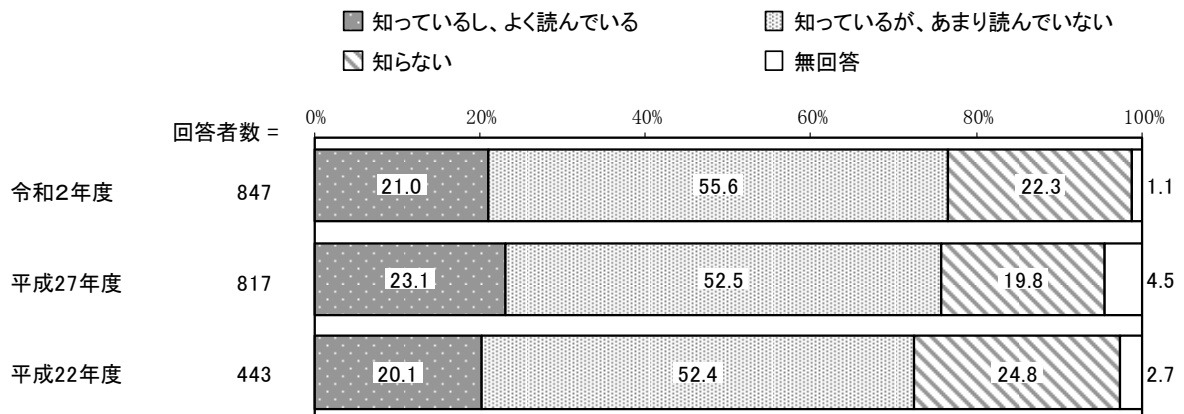


⑱ 御前崎市社会福祉協議会で発行している情報誌「おまえざき社協だより」について

「知っているが、あまり読んでいない」の割合が55.6%と最も高く、次いで「知らない」の割合が22.3%、「知っているし、よく読んでいます」の割合が21.0%となっています。

過去の調査と比較すると、大きな変化はみられません。

「おまえざき社協だより」について

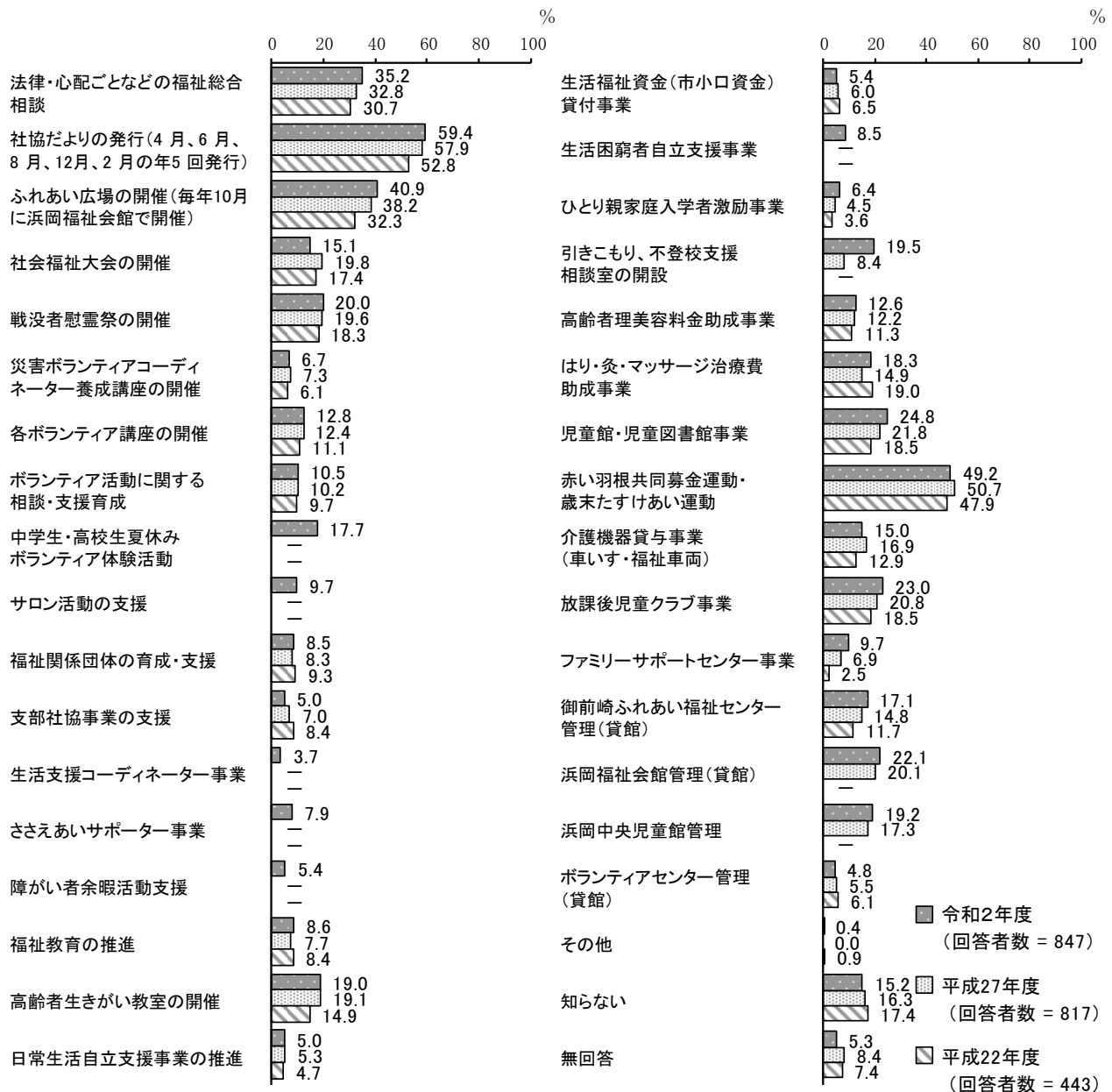


⑱ 御前崎市社会福祉協議会の事業の認知度について

「社協だよりの発行（4月、6月、8月、12月、2月の年5回発行）」の割合が59.4%と最も高く、次いで「赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動」の割合が49.2%、「ふれあい広場の開催（毎年10月に浜岡福祉会館で開催）」の割合が40.9%となっています。

過去の調査と比較すると、平成22年度以降「社協だよりの発行（4月、6月、8月、12月、2月の年5回発行）」「ふれあい広場の開催（毎年10月に浜岡福祉会館で開催）」「児童館・児童図書館事業」の割合が増加する傾向がみられます。また、平成27年度調査に比べ、「引きこもり、不登校支援相談室の開設」の割合が増加しています。

御前崎市社会福祉協議会の事業の認知度について

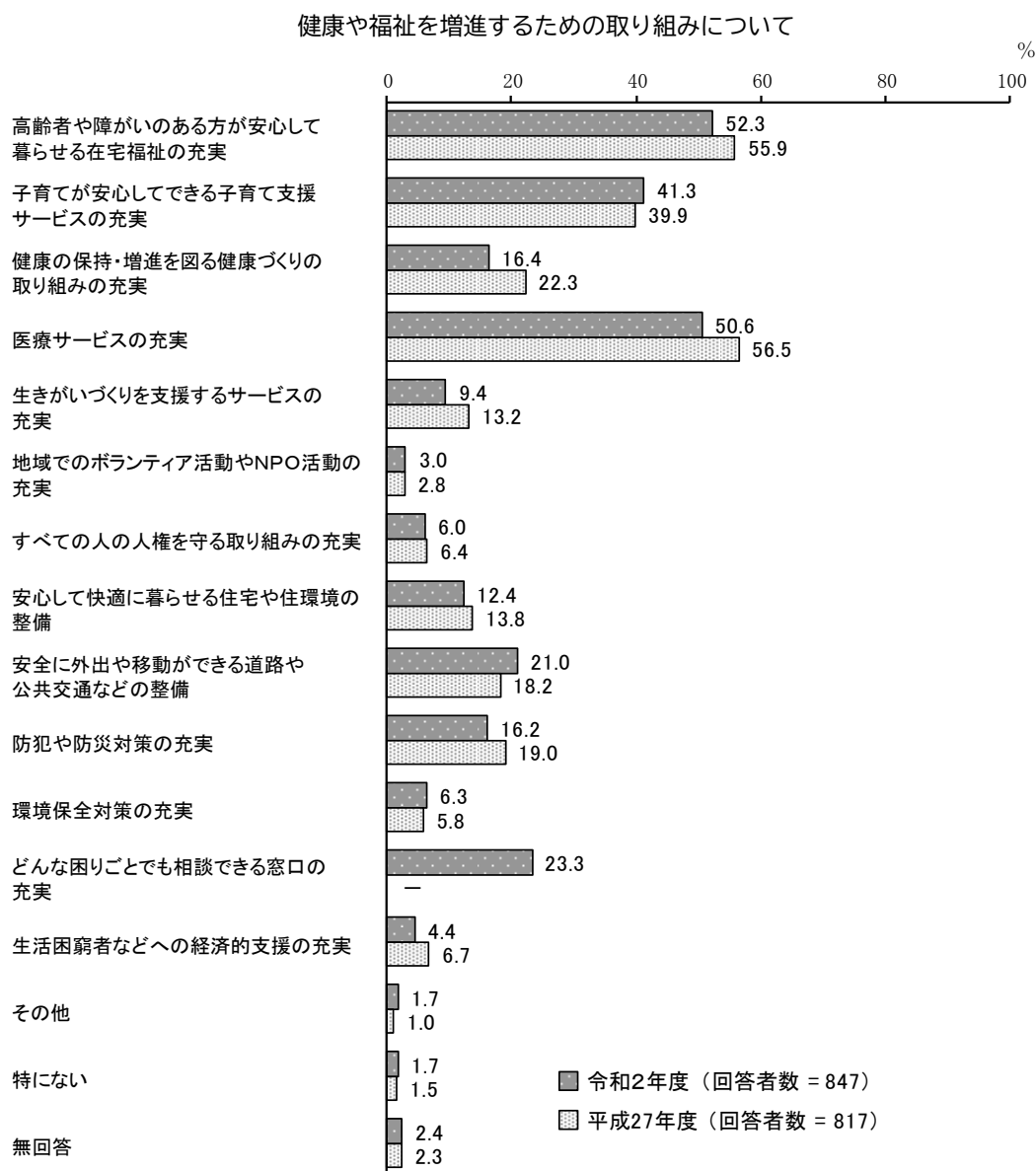


※「中学生・高校生夏休みボランティア体験活動」「サロン活動の支援」「生活支援コーディネーター事業」「ささえあいサポーター事業」「障がい者余暇活動支援」「生活困窮者自立支援事業」の選択肢は令和2年度調査で、「引きこもり、不登校支援相談室の開設」「浜岡福祉会館管理(貸館)」「浜岡中央児童館管理」は平成27年度調査で追加されました。

⑳ 健康や福祉を増進するための取り組みについて

「高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる在宅福祉の充実」の割合が 52.3%と最も高く、次いで「医療サービスの充実」の割合が 50.6%、「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」の割合が 41.3%となっています。

平成 27 年度調査と比較すると、「健康の保持・増進を図る健康づくりの取り組みの充実」「医療サービスの充実」の割合が減少しています。



※ 「どんな困りごとでも相談できる窓口の充実」の選択肢は、令和2年度調査で追加されました。

【年齢別】

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる在宅福祉の充実」「どんな困りごとでも相談できる窓口の充実」「生活困窮者などへの経済的支援の充実」の割合が高くなる傾向がみられます。また、年齢が低くなるほど「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」「医療サービスの充実」「安心して快適に暮らせる住宅や住環境の整備」の割合が高くなる傾向がみられます。また、他に比べ、20～39歳で「防犯や防災対策の充実」の割合が、40～64歳で「地域でのボランティア活動やNPO活動の充実」「すべての人の人権を守る取り組みの充実」の割合が、65～74歳で「健康の保持・増進を図る健康づくりの取り組みの充実」「生きがいづくりを支援するサービスの充実」「環境保全対策の充実」の割合が、75歳以上で「安全に外出や移動ができる道路や公共交通などの整備」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる在宅福祉の充実	子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実	健康の保持・増進を図る健康づくりの取り組みの充実	医療サービスの充実	生きがいづくりを支援するサービスの充実	地域でのボランティア活動やNPO活動の充実	すべての人の人権を守る取り組みの充実	安心して快適に暮らせる住宅や住環境の整備
20～39歳	157	33.1	64.3	7.6	51.6	7.6	3.2	6.4	19.1
40～64歳	347	51.3	43.2	14.4	51.6	8.6	4.3	7.2	13.8
65～74歳	259	62.2	30.1	23.2	50.2	11.6	1.9	4.6	8.1
75歳以上	83	62.7	24.1	19.3	45.8	9.6	—	4.8	7.2

区分	安全に外出や移動ができる道路や公共交通などの整備	防犯や防災対策の充実	環境保全対策の充実	どんな困りごとでも相談できる窓口の充実	生活困窮者などへの経済的支援の充実	その他	特にない	無回答
20～39歳	23.6	21.7	5.7	14.6	2.5	2.5	3.2	0.6
40～64歳	21.0	15.9	6.1	24.2	4.3	1.4	1.4	2.0
65～74歳	18.1	13.1	7.3	24.3	5.0	1.2	1.2	3.5
75歳以上	25.3	16.9	4.8	32.5	6.0	2.4	1.2	3.6

3 前計画における目標指標の評価

(1) お互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり

① 市民が主役になる小地域福祉活動の推進・支援

項目	第3次現状 (平成27年度)	第3次目標 (令和2年度)	第3次実績 (令和2年度)	評価	今後の 方針
サロンの実施箇所数	20箇所	33箇所	23箇所	生活支援コーディネーターの会合にて、これ以上増やすのではなく、現在ある場所を充実させていく意見が出ており、今後は活動支援に重点をおいていきたい。	見直し で廃止
居場所の設置箇所数	0箇所	16箇所	8箇所		見直し で廃止
見守りネットワーク実施地区数	0地区	8地区	0地区	担い手が不足しており、次世代に担い手となる年代の人の確保も難しくなっており、新たな社会資源を作ることが難しい状況である。まず、地域住民が「共助」を実施できる取り組みを継続的に実施し、市民意識を高めていく必要がある。	見直し で廃止
生活支援サービスの実施地区数	0地区	8地区	8地区	全8地区で「ささえあいサポーター」事業が開始され、目標達成できたため、再掲は不要と考える。	見直し で廃止
御前崎市を「困った時に隣近所で助け合えるまち」と思う人の割合	11.0%	15.0%	9.9%	「そう思う」の割合は平成27年度よりも割合は下がっているが「どちらかといえばそう思う」を加えるとほぼ横ばいである。今後も引き続き様々な機会での結びつきを増やしていく必要がある。	目標値 修正して継続
地域の方に「声かけ・話し相手」ができる人の割合	24.8%	30.0%	23.6%	平成27年度よりも割合は下がっている。今後も引き続き様々な機会での結びつきを増やしていく必要がある。	目標値 修正して継続

② 福祉関係団体（福祉団体・当事者団体・ボランティア団体）への支援

項目	第3次現状 (平成27年度)	第3次目標 (令和2年度)	第3次実績 (令和2年度)	評価	今後の 方針
社協に所属する福祉団体の名称・活動内容を知っている人の割合（9団体の平均値）	10.5%	15.0%	9.7%	平成27年度よりも割合は下がっている。今後も引き続き様々な機会での活動を発信していくことが求められる。	目標値 修正して継続
福祉関係団体との福祉懇談会の実施回数	4回	9回	1回 (公益事業 に対する 情報交換 会)	地域共生社会を見据え、市民の福祉に対する意識づけができる仕組みが必要と考える。よって、福祉関係団体ではなく、市民が主体となって実施できる福祉懇談会を開けるようにしていきたい。	目標指 標を変 更して 継続

③ 災害時の支援体制の強化

項目	第3次現状 (平成27年度)	第3次目標 (令和2年度)	第3次実績 (令和2年度)	評価	今後の 方針
災害ボランティアコーディネーター登録者数	23名	35名	40名	1年で5名の追加を想定する。本コーディネーターは災害時に必要な人材であるため今後も継続して増加への取り組みを続けていく必要がある。	目標値修正して継続
災害時に一人で避難できない人のうち、一人でいる時に災害が発生した場合、助けがいない人の割合	24.1%	10.0%	19.5%	災害時要支援者名簿の整備等により割合は低下しているが、目標は達成できなかった。今後も行政と地域が協力して孤立世帯を減らす取り組みが必要である。	目標値修正して継続

(2) 市民一人ひとりが積極的に地域福祉に参加するまちづくり

① 支え合う心を育むための地域福祉教育の推進・支援

項目	第3次現状 (平成27年度)	第3次目標 (令和2年度)	第3次実績 (令和2年度)	評価	今後の 方針
学校における地域福祉教育実施回数	10回 (平成26年度)	20回	5回	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施回数は少ない。第4次計画では目標項目を「学校等」とし、市内9校に限らず、幼稚園や保育園等、福祉教育の実施場所を広く呼び掛けていきたい。令和元年度の実実施回数も6回と、第3次の計画目標に届いていないため、目標値も見直し、3年間で5回増としていきたい。	目標指標を変更して継続
福祉の出前講座の開催回数	0回	10回	2回	一般企業を中心に、福祉教育の呼びかけを進めていく。第3次の目標が達成できていないため、再度同じ目標値を設定して取り組んでいく。	継続
社協事業の「福祉教育の推進」を知っている人の割合	7.7%	12.0%	8.6%	実績は平成27年度よりも増加したが目標には届かなかった。今後も引き続き様々な機会での情報発信が求められる。	継続

② 多くの市民の地域福祉活動への参加の促進

項目		第3次現状 (平成27年度)	第3次目標 (令和2年度)	第3次実績 (令和2年度)	評価	今後の方針
ボランティア相談件数		12件 (平成26年度)	30件	5件	令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり少なかったが、平成30年度の相談件数実績は26件である。引き続き、福祉懇談会や地域活動の取り組み、社協事業を通じてボランティア活動のPRを進め、1年で5件増加することを目標としたい。	目標値修正して継続
ボランティア登録者数・団体数	個人	63名	88名	70名	ボランティア相談件数を増加させることに合わせ、登録者数も1年で5名増加することを目標とする。団体数は1年で1団体増加を目標とする。	目標値修正して継続
	団体	17団体	22団体	25団体		
ボランティア活動に参加したいと思う人の割合		9.2%	12.0%	7.8%	平成27年度よりも割合が下がっている。時間に余裕のある高齢者が少なくなっている難しい状況であるが、引き続き啓発が必要である。	目標値修正して継続

③ 地域福祉を身近に感じるための啓発活動の推進

項目		第3次現状 (平成27年度)	第3次目標 (令和2年度)	第3次実績 (令和2年度)	評価	今後の方針
社協だより配置箇所数 (公共施設・民間商業施設など)		12箇所	22箇所	22箇所	現在設置している部数を少なくし、その分設置箇所を増やす。現在は公共施設中心としているが、特別会員の店舗やオフィスに設置してもらえるよう声かけし、賛同していただいたところに設置していく。(1年に5ヶ所増を目標とする。)	目標値修正して継続
地域の高齢者や障がいのある方への支援等の地域福祉を推進する活動への参加意向のある人の割合		11.0%	15.0%	7.4%	平成27年度よりも割合が下がっている。時間に余裕のある高齢者が少なくなっている難しい状況であるが、引き続き啓発が必要である。	目標値修正して継続

(3) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

① 困ったときに気軽に相談できる相談支援体制の強化

項目	第3次現状 (平成27年度)	第3次目標 (令和2年度)	第3次実績 (令和2年度)	評価	今後の 方針
生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりした時に家族や親戚以外には誰にも相談しない人の割合	6.4%	4.0%	6.5%	平成27年度とほぼ横ばいである。包括的な相談支援などを通じて相談環境を充実させ、家族や親戚以外誰にも相談できない人を減らす取り組みを継続していく必要がある。	継続

② 誰もが健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり

項目	第3次現状 (平成27年度)	第3次目標 (令和2年度)	第3次実績 (令和2年度)	評価	今後の 方針
御前崎市を「子どもがいきいきと育つまち」と思う人の割合	13.5%	18.0%	14.8%	平成27年度より割合は高くなったが目標には至らなかった。引き続き子育て支援の施策が求められており、毎年度調査している市民意識調査でも同様の指標があるため、指標を変更したい。	目標指標を変更して継続
御前崎市を「高齢者が暮らしやすいまち」と思う人の割合	8.2%	12.5%	9.1%	平成27年度より割合は高くなったが目標には至らなかった。引き続き高齢者支援の施策が求められる。	目標値修正して継続

4 アンケート調査結果などからみた課題

(1) お互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり

① 市民が主役になる小地域福祉活動の推進・支援

本市では、小地域福祉活動として、令和2年度では、誰でも気軽に立ち寄れる居場所を8か所、高齢者サロンを23か所実施し、日常のちょっとした困りごとに対応できる生活支援サービスを全8地区で実施しています。引き続き、現在の活動の充実を図ることが重要です。

市民アンケート結果では、近所づきあいについて「顔が合えばあいさつ程度はする」が31.6%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする」、「気の合った人とは親しくしている」となっています。過去の調査と比較すると、「日頃から助け合っている」が年々減少しており、地区により「日頃から助け合っている」の割合に差があり、地区によっては繋がりの希薄化が見受けられます。

また、今後の地域福祉を推進する活動への参加意向について「参加したい」「どちらかといえば参加したい」が42.7%で、年齢別では、年齢が高くなるにつれて“参加したい”が高くなる傾向となっています。

地域福祉を推進するためには、市民が主体的に地域課題に関わる必要不可欠です。地域での支え合い、助け合いを進めていく上で、だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、身近な地域での活動への参加を促進する取り組みが必要です。

② 福祉関係団体（福祉団体・当事者団体・ボランティア団体）への支援

本市では、平成30年度から「ささえあいサポーター事業」を開始し、日常生活上のちょっとした困りごとに対する地域住民同士の助け合い活動を推進しています。また、福祉団体、当事者団体、ボランティア団体など多くの団体の活動が行われており、社会福祉協議会と福祉関係団体による情報交換会を令和2年度に1回実施しました。

地域福祉活動において、社会福祉協議会やボランティア団体をはじめとする福祉関係団体は非常に重要な役割を担っています。活動を継続できるような支援をするとともに、誰もが気軽に参加できるようなボランティア活動の情報発信が求められます。また、情報共有のための各団体や事業者間のネットワークづくりも必要です。

市民アンケート結果では、民生委員・児童委員の認知度が69.2%となっていますが、平成27年度の74.1%に比べ低くなっています。民生委員・児童委員は、地域福祉に欠かせない存在であり、認知度を高めていくことが重要です。

③ 災害時の支援体制の強化

市民アンケート結果では、災害等の緊急時の場合に一人で避難できるかについては、「避難できない」が4.8%、「わからない」が11.8%となっています。また、災害時に避難支援の必要な人の情報共有については、「平常時から隣近所で共有しておくことが必要である」が47.0%、「災害時にすぐに住民に提供できるよう、平常時から自治会（自主防災組織）が把握しておくことが必要である」が30.2%となっています。さらに、地域における災害時の備えとして大切なことについては、「危険個所の把握」が65.6%、「地域での避難訓練」が59.6%、「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」が47.3%となっています。

本市では、大規模な災害が発生した時に、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部において、被災者とボランティアのパイプの役割となる災害ボランティアコーディネーターの養成を行っており、令和2年度では登録者数が40人と平成27年度に比べ17人増加しています。

近年、地震や異常気象などの自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。避難訓練や地域のつながりの重要性を市民の半数以上が感じていることから、防災訓練など、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障害のある人、若者など、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、つながりを深め、平常時から災害時の備えをしていくことが大切です。また、新型コロナウイルス感染症が拡大しており、避難所の開設時等における対策が必要です。

（2）市民一人ひとりが積極的に地域福祉に参加するまちづくり

① 支え合う心を育むための地域福祉教育の推進・支援

本市では、学校等における地域福祉教育や福祉に関する出前講座を実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学校等における地域福祉教育の実施回数が減少したものの、引き続き、学校や幼稚園、保育園、こども園や、企業等への福祉教育を引き続き実施していくことが重要です。

市民アンケート結果では、地域の福祉活動を進めるために必要なこととして、「学校や社会における福祉教育を充実する」が38.0%と最も高くなっており、福祉教育について大切だと思うことは、「地域の活動などを通じて学ぶ」が27.9%、次いで「学校教育の中で学ぶ」「生活していく中で自然に身に付ける」となっています。

地域の活動などから実際に体験することは福祉教育そのものであり、27.9%の市民が地域の活動による福祉教育を大切だと考えており、地域福祉に関する体験学習の機会づくりや学校教育での福祉教育の充実を図ることが必要です。

② 多くの市民の地域福祉活動への参加の促進

本市のボランティア登録者数・団体数は、令和2年度で、個人が70人、団体が25団体と毎年増加傾向となっており、市民にとってボランティア活動がより身近になってきていることが考えられます。しかし、ボランティア団体においては、近年は所属団体の会員の高齢化により、ボランティア連絡会の休会及び退会する団体が出始めてきています。

市民アンケート結果では、ボランティア活動への参加状況については、「参加している」が15.9%、「過去に参加したことがある」が28.2%となっています。また、現在ボランティア活動に参加していない理由、参加したことがない理由については、ともに「時間がないから」が最も高くなっており、次いで「機会がないから」の順となっています。ボランティア活動への参加意向については、「参加したい」「できれば参加したい」合わせて45.1%となっています。ボランティア相談については、減少傾向となっており、ボランティア活動に関する情報提供や機会の充実を図る必要があります。このため、市や社会福祉協議会、ボランティア同士の連携を図り、効果的な活動ができるような仕組みづくりが重要です。

③ 地域福祉を身近に感じるための啓発活動の推進

本市では、地域福祉等に関する情報を広報誌やホームページ、各種リーフレット等を通じて、情報発信を行っています。市の公式SNS（LINE）登録者数は、令和2年度で1,500人余りとなっており、班外の世帯や子育て世代などを含めた情報発信ツールとして活用されています。

市民アンケート結果では、地域の福祉活動を進めるために必要なこととして、「福祉に関する情報や活動内容などをもっとPRする」が32.0%となっています。また、社協だよりを、公共施設を中心に設置していますが、御前崎市社会福祉協議会の認知度は、「知っている」が65.8%となっているものの、御前崎市社会福祉協議会の事業については、認知度が低い事業もあります。

地域の福祉活動を進めるために必要なこととして、福祉や活動内容に関する情報提供が求められており、社会福祉協議会における事業も含め、市民が地域福祉に関心が持てるよう、情報提供の充実を図る必要があります。

(3) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

① 困ったときに気軽に相談できる相談支援体制の強化

本市では、社会福祉協議会において、世代を問わない包括的な相談窓口として「福祉総合相談」を開設しています。市では「地域包括支援センター」を2か所、「地域子育て支援センター」を1か所開設するなど相談窓口の充実を図っています。

市民アンケート結果では、相談相手については、「市の相談窓口」が56.2%と最も高く、次いで「友人や知人」、「福祉施設の窓口」となっています。また、健康や福祉を増進するための取り組みについては、年齢が高くなるにつれて「どんな困りごとでも相談できる窓口の充実」の割合が高くなっています。

支援を必要とする人の中には、8050問題やダブルケアなど複数の問題を抱えている場合もあり、多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、引き続き、関係する機関等が連携し、相談支援体制の強化を図ることが重要です。

成年後見制度については、市民アンケート結果では、成年後見制度の名前も制度の内容も知っている人の割合が21.4%となっており、成年後見制度の利用促進や、権利擁護をより一層充実していくことが求められています。

② 誰もが健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり

本市では、「地域子育て支援センター」における相談、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、ひとり親家庭支援など、子育て支援の充実を図っています。また、地域包括支援センターでの相談、高齢者いきがい教室（いきがいクラブ）、いきいきふれあいサロンの開催、生活支援コーディネーター事業などを実施するなど、高齢福祉の充実を図っているほか、障害者相談支援事業や障がい理解への啓発事業や障がい者（児）の余暇活動支援などの障がい福祉の充実を図っています。

市民アンケート結果では、健康や福祉を増進するために力を入れて取り組むべきことについては、「高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる在宅福祉の充実」が52.3%と最も高く、次いで「医療サービスの充実」、「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」となっており、在宅福祉、医療、子育て支援等が求められています。

また、福祉サービスを安心して利用できる環境をつくるために必要なこととして、「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が83.0%と最も高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」、「福祉サービスを提供する事業者の情報」などが求められており、ニーズに応じた福祉サービスや情報を必要とする市民に届くようにしていく必要があります。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の市政運営の基本となる第2次御前崎市総合計画においては、「子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎」をめざす将来像として掲げています。

本計画では、総合計画の目指すべき姿を踏まえるとともに、平成28年度（2016年度）に策定した「御前崎市第3次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」の「お互いに支え合い「みんながしあわせ」と感じる地域（まち）」という視点を引き継ぎ、基本理念を定めます。

地域福祉をめぐる状況は少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化等を背景に、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しています。これらの課題の解決にむけて、地域福祉推進の主役である市民が、自らが暮らす地域の問題を我が事と捉え、主体的に地域福祉活動に参画するとともに、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会などと行政が連携を図りながら、生活課題を解決できる体制を構築することが必要となります。

基本理念

**お互いに支え合い
「みんながしあわせ」と感じる地域（まち）**



2 SDGsを踏まえた施策の推進

SDGsは、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範囲な課題に統合的に取り組むものであり、17の目標と、目標を達成するための169のターゲット（具体目標）を掲げています。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取り組みを推進するにあたり、SDGsの理念を取り入れることで、政策全体の最適化や課題解決の加速化といった相乗効果が期待でき、地方創生の取り組みの一層の充実・進化につなげることができます。

本計画においても、SDGsの趣旨を踏まえながら、各施策に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※「SDGs（エスディーゼーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年9月に国連で開かれたサミットの中で決められた、国際社会共通の目標です。

<本計画に関連する項目>



3 計画の基本目標

地域共生社会および基本理念の実現に向けて、本市の地域福祉を進める上での課題、計画を進める上での仕組みを踏まえ、以下の3つを基本目標とします。

基本目標1 お互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり

すべての人が、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、地域における多世代の人との交流、議論を通じて解決につなげられる場の充実に努めます。

また、だれもが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助け合いの中で防災・減災や防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、安全安心に暮らせる地域を目指します。

基本目標2 市民一人ひとりが積極的に地域福祉に参加するまちづくり

市民が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域における多様な地域福祉の担い手の連携を強化し、地域住民による支え合い活動を促進するとともに、地域課題を地域の住民が共に理解し合い、意識の共有を図ることができるよう、地域福祉の意識の醸成を図ります。

また、市民や地域の団体などの地域資源を最大限活用して、見守り・助け合いの活動を促進し、お互いに支え合う地域を目指します。

基本目標3 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで誰もが抱える生活の問題について気軽に相談でき、その人の問題に応じた支援につながり、解決できるような仕組みづくりを行います。

また、地域の支援者や相談機関、行政内の連携を図り、相談体制を構築し、生活困窮者、ひきこもり、ダブルケア、子どもの貧困等生活に困難を抱える人への支援を行います。

さらに、一人ひとりの権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進を図るなど、福祉サービスを必要とする人の権利擁護に努めます。

そして、だれもが、地域でいつまでもいきいきと暮らし、地域の中で様々な活動を行うことができるよう、ライフステージや個人の心身の状態に合わせた健康づくりや生きがい活動に取り組み、いつまでも健康でいきいきと暮らせる地域を目指します。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

[取り組みの方向性]

お互いに支え合い「みんながしあわせ」と感じる地域（まち）

1 お互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり

(1) 市民が主役になる小地域福祉活動の推進・支援 (50 ページ)

①身近な地域での交流活動の推進
②市社協の基盤強化及び支部社協活動の充実
③住民ニーズの把握・対応の充実

(2) 福祉関係団体（福祉団体・当事者団体・ボランティア団体）への支援 (55 ページ)

①地域における支え合いの仕組みの充実
②福祉関係団体の抱える課題の把握及び支援
③福祉関係団体と市民・学校・福祉施設などとの連携・協働の支援

(3) 災害時等の支援や防犯体制の強化 (59 ページ)

①防災・防犯活動への支援
②災害ボランティア本部の体制強化

2 市民一人ひとりが積極的に地域福祉に参加するまちづくり

(1) 支え合う心を育むための地域福祉教育の推進・支援 (63 ページ)

①地域における学び場づくり
②地域や学校での地域福祉教育の充実

(2) 多くの市民の地域福祉活動への参加の促進 (67 ページ)

①ボランティア活動・市民活動への支援
②ボランティア活動・市民活動への参加のきっかけづくり

(3) 地域福祉を身近に感じるための啓発活動の推進 (71 ページ)

①福祉講座・福祉啓発事業の充実
②地域福祉に関する情報発信の充実

3 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

(1) 困ったときに気軽に相談できる包括的な相談支援体制の充実 (75 ページ)

①市民にわかりやすく、気軽に相談できる窓口の充実
②関係機関同士の連携を深める体制の強化
③生活困窮世帯の支援体制の充実
④権利擁護の推進

(2) 誰もが健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり (81 ページ)

①自立を支える福祉サービスの充実
②誰もが暮らしやすい環境づくり

第4章

施策の展開

第4章については、現状や課題を踏まえ、基本目標に基づいた施策の方向性ごとに、施策の方向性の内容、関連する「SDGs」の項目、「計画指標」、「市民一人ひとり・地域みんなの取り組み」、「民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み」、「重点事業」を記載しています。

「市の取り組み」、「社会福祉協議会の取り組み」については、内容を掘り下げて記載するため、施策の方向性ごとに取り組みの方向性を記載し、「主な事業」を記載しています。

基本目標 1 お互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性 (1) 市民が主役になる小地域福祉活動の推進・支援

地域福祉を推進するために、市民一人ひとりが持つ能力や志を最大限に活かすことにより、課題の解決に関わることができる小地域の参加を促します。また、お互いの懸念や声かけ、見守り活動などを行う地域を自励します。

施策の方向性の内容を記載

関連する「SDGs」の項目を記載

計画指標

項目	現状	中間	目標	掲載資料
御前崎市を「困った時に助け合えるまち」と思える人の割合				地域福祉に関するアンケート
地域の方に「声をかけられる相手」ができる人の割合				地域福祉に関するアンケート
地域の絆や支え合いが実感されている人の割合				市民意識調査

市民一人ひとり・地域みんなの取り組み

- 市民一人ひとりが地域で役割を担うことができることを理解し、できる形で小地域福祉活動に取り組みましょう。
- 困った時に、市民や地域で取り組んでいただきたいこととして「市民一人ひとり・地域みんなの取り組み」を記載
- 各種講座や研修

事業者等で取り組んでいただきたいこととして「民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み」を記載

民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み

- 見守り活動や居場所づくり、サロン活動などの小地域福祉活動を充実させるために、地域の方と協働しましょう。
- 勤労者の地域参加を促すために、地域が行う小地域福祉活動に積極的に参加するように職場内で啓発しましょう。

重点事業

高齢者等見守りネットワーク事業(高齢者支援課)					
事業概要	徘徊などにより行方不明となった人を、市民や団体、事業者などの協力事業所が相互に連携して、できるだけ早く家族の元へ帰ることができるように見守る活動です。				
年次計画(協力事業所数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	90事業所	93事業所	96事業所	99事業所	102事業所

施策の方向性ごとに市と社会福祉協議会の「重点事業」として、事業内容や年次計画を記載

事業概要	地域で見守り	種の	
年次計画(登録人数)	令和3年度	1,052人	

自主財源の確保(市社協)

事業概要	これからの市社協の活動を継続していけるように、市社協独自の取り組みが確保できるよう検討します。				
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	事業計画	事業実行	事業評価	事業実施	

福祉協議会の開催(市社協)

事業概要	市民と一緒に地域課題や解決策を話し合います。				
年次計画(実施回数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	各街区で1回以上				

施策の方向性ごとに市と社会福祉協議会の取り組みの方向性を記載

身近な地域での交流活動の推進

市の取り組み

- 隣近所で声をかけ合い、見守り合えるように啓発や支援を行います。
- 地域において、市民が主体となった地域福祉活動が行うことができるように支援を行います。
- 市民の地域福祉に対する関心を高めるための講座や学習会等を開催します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎高齢者等見守りネットワーク事業の推進
- ◎子どもたちに対する見守り活動の推進
- ◎地域福祉の充実を図る各種講座

取り組みの方向性ごとに市と社会福祉協議会の取り組みや主な事業を記載

- 「困ったときはお互い様」の気持ちを育み、日常のちょっとした困りごとを地域で支え合うことができる関係性を充実させていきます。
- 居場所や高齢者サロンなどの活動を市民と一緒に充実させ、また、各々の課題にも向き合いながら、誰でも気軽に立ち寄れる場所にしていきます。
- 譲と譲が見える範囲である小地域において、隣近所の困りごとを自分や地域の困りごとと考え、市民と一緒に課題解決に取り組めます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎ささあそいサポーター事業
- ・小地域福祉活動助成事業

(図) 記載内容の説明

基本目標 1 お互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性（1）市民が主役になる小地域福祉活動の推進・支援

地域福祉を推進するために、市民一人ひとりが持つ多様な能力を活かし、積極的に課題の解決に関わることができる小地域福祉活動の機会や場を提供し、より多くの人々の参加を促します。また、お互いの顔が見える関係を構築し、あいさつを交わせる近所づきあいや声かけ、見守り活動などを通じて、支援を必要とする人が安心して暮らせる地域を目指します。

SDGs



計画指標

項目	現状 (令和2年度)	中間 (令和6年度)	目標 (令和8年度)	根拠資料
御前崎市を「困った時に隣近所で助け合えるまち」と思う人の割合	9.9%	11.5%	13.0%	地域福祉に関するアンケート
地域の方に「声かけ・話し相手」ができる人の割合	23.6%	25.0%	27.0%	地域福祉に関するアンケート
地域の絆や支え合いの仕組みが形成されていると思う人の割合	8.8%	11.0%	13.0%	市民意識調査

市民一人ひとり・地域みんなの取り組み

- 市民一人ひとりが地域で役割を担うことができることを理解し、できる形で小地域福祉活動に取り組みましょう。
- 隣近所とのつながりを大切にし、顔が見える関係を築きましょう。
- 困った時にお互いが支え合うことができるように、話し合いの機会をつくるなど、情報交換を積極的に行いましょう。
- 各種講座や地域の行事に積極的に参加しましょう。

民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み

- 見守り活動や居場所づくり、サロン活動などの小地域福祉活動を充実させるために、地域の住民と協働しましょう。
- 勤労者の地域参加を促すために、地域が行う小地域福祉活動に積極的に参加するように職場内で啓発しましょう。

重点事業

高齢者等見守りネットワーク事業（高齢者支援課）						
事業概要	地域の高齢者を見守るため、市民、団体、事業所等による日常生活や業務の中での見守りと徘徊等により行方不明となった人の早期発見など相互に連携する見守り体制を推進していきます。					
年次計画 (協力事業所数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	90事業所	93事業所	96事業所	99事業所	102事業所	105事業所

サポート隊事業の推進（社会教育課）						
事業概要	地域で子どもたちを守り育てる運動の一環として、サポート隊員によって主に登下校時の見守りと声かけを地域全体で行います。					
年次計画 (登録者数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,050人	1,060人	1,070人	1,080人	1,090人	1,100人

ささえあいサポーター事業（市社協）						
事業概要	登録制の市民同士の助け合い活動で、日常生活上のちょっとした困りごとをお手伝いする有償ボランティア活動です。					
年次計画 (登録利用者数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	80人	90人	100人	110人	120人	130人

自主財源の検討（市社協）						
事業概要	市社協の活動を持続していくため、現状の活動の充実を図るとともに、市社協独自の取り組みで財源が確保できるよう検討します。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	事業検討	事業試行	事業評価	事業実施		

福祉懇談会の開催（市社協）						
事業概要	市民と一緒に地域課題や解決策を話し合います。					
年次計画 (実施回数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	各地区で 1回以上					

① 身近な地域での交流活動の推進

市の取り組み

- 隣近所で声をかけ合い、見守り合えるように啓発や支援を行います。
- 地域において、市民が主体となった地域福祉活動が行うことができるように支援を行います。
- 市民の地域福祉に対する関心を高めるための講座や学習会等を開催します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎高齢者等見守りネットワーク事業の推進
- ◎子どもたちに対する見守り活動の推進（サポート隊・青少年声掛け運動）
 - ・スクラムグッドマナー運動の推進
 - ・災害時避難行動要支援者名簿の更新
 - ・地域福祉に関する各種講演会の開催

社会福祉協議会の取り組み

- 「困ったときはお互い様」の気持ちを育み、日常のちょっとした困りごとを地域で支え合うことができる関係を充実させていきます。
- 居場所や高齢者サロンなどの活動を市民と一緒に充実させ、また、各々の課題にも向き合いながら、誰でも気軽に立ち寄れる場所にしていきます。
- 顔と顔が見える範囲である小地域において、隣近所の困りごとを自分や地域の困りごとと考え、市民と一緒に課題解決に取り組みます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎ささえあいサポーター事業
 - ・小地域福祉活動助成事業

② 市社協の基盤強化及び支部社協活動の充実

市の取り組み

- 社会福祉法人として自主的な活動を行うことができるように、市社協に必要な支援を行います。

【 主な事業 】

- ・ 市社協に対する運営補助
- ・ 社会福祉法人指導監査事業

社会福祉協議会の取り組み

- 市社協の活動を今後も持続していくため、自主的に財源が確保できる取り組みについて検討します。
- 地域における小地域福祉活動を推進するため、各支部社協の事業を支援します。
- 市社協の役割や実施内容を周知し、賛助会員を募ります。

【 主な事業 】 ※◎は重点事業

◎自主財源の検討

- ・ 支部社協事業の推進
- ・ 市社協一般会員、市社協特別会員の募集

③ 住民ニーズの把握・対応の充実

市の取り組み

- 小地域福祉活動を推進するため、福祉・保健・医療の連携やサービス提供者・サービス利用者双方の意見を聴取します。

【主な事業】

- ・ 包括ケア会議の開催
- ・ 会議への多職種・利害関係者の参加の推進
- ・ 地域福祉に関するアンケートの実施

社会福祉協議会の取り組み

- 市民の生の声を聴くことができる福祉懇談会の開催を進めます。
- 市社協職員が地域活動などに参加し、市民との交流を通じて地域が抱える困りごとを把握します。
- 地域で把握した困りごとを評価・分析し、解決に向けた取り組みを進めます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎福祉懇談会の開催
- ・ 支部社協事業など、地域活動への市社協職員の参加

施策の方向性（２）福祉関係団体（福祉団体・当事者団体・ボランティア団体）への支援

地域福祉を推進する上で、重要な役割を果たす福祉団体・当事者団体・ボランティア団体の活動を支援します。また、市社協や民生委員・児童委員の活動を支援し、地域活動の活性化を図ります。

SDGs



計画指標

項目	現状 (令和2年度)	中間 (令和6年度)	目標 (令和8年度)	根拠資料
市社協に所属する福祉団体の名称・活動内容を知っている人の割合（9団体の平均値）	9.7%	11.5%	14%	地域福祉に関するアンケート
市民による福祉懇談会の実施回数	1回 (公益事業に対する情報交換会)	1回	3回	実績値
民生委員・児童委員の認知度	69.2%	75.0%	80.0%	地域福祉に関するアンケート

市民一人ひとり・地域みんなの取り組み

- 福祉関係団体の活動内容について理解し、団体の活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 新たな組織や団体を受け入れ、既存の組織や団体と連携・協力しましょう。
- 地域の組織と福祉関係団体が横のつながりが持てるように、情報交換や交流の場をつくりましょう。
- 地域の民生委員・児童委員の活動を理解し、協力しましょう。

民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み

- 福祉関係団体と連携を図り、事業所の活動に活かしましょう。
- 商店、企業、事業所などでも行うことができるボランティア活動を見つけ、積極的に参加しましょう。

重点事業

小中学校への認知症サポーター養成講座の開催（高齢者支援課）						
事業概要	認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の人やその家族を手助ける「認知症キッズサポーター」を養成します。					
年次計画 (受講人数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	540人	510人	520人	510人	490人	510人

ささえあいサポーター事業（市社協）※再掲						
事業概要	地域共生社会の実現を目指すため、各地域が主体となってささえあいサポーター事業が実施できる仕組みを検討します。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	あり方の検討	モデル地区の検討	モデル地区で試行	モデル地区の評価	モデル地区での導入	他地区への展開検討

社会福祉法人等による公益事業に向けての情報交換会（市社協）						
事業概要	関係団体のつながりを強めながら、公益的な取り組みの実現に向け意見交換します。					
年次計画 (年間開催数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1回	1回	1回	2回	2回	2回

関係機関とのネットワークづくり（市社協）						
事業概要	各機関の間を結び、1つの団体や施設では解決することが困難な課題について議論できる場をつくります。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	事業検討	事業試行	事業評価	事業実施		

① 地域における支え合いの仕組みの充実

市の取り組み

- 市民に支え合いの仕組みを啓発するため、情報発信や広報活動を行います。

【主な事業】

- ・支え合い事業に関する情報発信
- ・スクラムグッドマナー運動の推進（再掲）

社会福祉協議会の取り組み

- 市民が抱える困りごとに応じて、誰もが「支え手」にも「支えられ手」にもなれるように、支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 近所の住民同士による支え合いをより活発にするため、各地域が主体的に「ささえあいサポーター事業」を運営できる仕組みづくりを検討します。
- 地域活動団体間の交流・連携を促進します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎ささえあいサポーター事業（再掲）
 - ・福祉関係団体への協力支援

② 福祉関係団体の抱える課題の把握及び支援

市の取り組み

- 小地域福祉活動の展開を推進するため、福祉・保健・医療の連携やサービス提供者・サービス利用者双方の意見を聴取します。

【主な事業】

- ・包括ケア会議の開催（再掲）
- ・会議への多職種・利害関係者の参加の推進（再掲）

社会福祉協議会の取り組み

- 地域共生社会の実現を目指すために、市内全域にいる様々な機関と横のつながりをつくります。
- 市内の福祉関係団体が持つ目的が達成できるように協力・支援します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎社会福祉法人等による公益事業に向けての情報交換会の開催
 - ・福祉関係団体への協力支援

③ 福祉関係団体と市民・学校・福祉施設などとの連携・協働の支援

市の取り組み

- 地域で活動している福祉関係団体と市民・学校・福祉施設などとの連携・協働の支援をします。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎小中学校への認知症サポーター養成講座の開催
 - ・小中学校と福祉関係者の懇談会の開催
 - ・子どもたちに対する見守り活動の推進（サポート隊・青少年声掛け運動）（再掲）

社会福祉協議会の取り組み

- 市内にある複合的で困難な課題に対して、関係機関で情報共有し、解決に向けた取り組みができるように関係を強化します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎関係機関とのネットワークづくり
 - ・地域福祉教育担当者連絡会

施策の方向性（3）災害時等の支援や防犯体制の強化

災害時における要支援者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者の把握と登録を促すとともに、避難行動要支援者が支援者の協力を得て、速やかに避難できる体制を構築します。

また、災害時に、復興支援のためのボランティア活動が効果的・効率的に展開できるように、災害ボランティア本部の体制強化を図ります。



計画指標

項目	現状 (令和2年度)	中間 (令和6年度)	目標 (令和8年度)	根拠資料
災害ボランティアコーディネーター登録者数	40人	60人	70人	実績値
災害時に一人で避難できない人のうち、一人にいる時に災害が発生した場合、助けがいない人の割合	19.5%	17.0%	15.0%	地域福祉に関するアンケート

市民一人ひとり・地域みんなの取り組み

- 日頃から“自分の身は自分で、自分たちの地域は自分たちで守る”という意識を持ち、災害や犯罪から自分や家族を守るために何が必要かを家族と話し合っておきましょう。
- 災害時の避難に支援が必要な人は、避難行動要支援者名簿に登録しましょう。
- あらかじめ地域の中で災害時の支援者を決めるなど、協力体制を整備しましょう。
- 地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう。
- 緊急時でも地域で助け合えるように、日頃から隣近所で声をかけ合う習慣をつけましょう。
- 町内会や民生委員・児童委員が協力して、災害時に特別な配慮が必要な人の把握に努めるとともに、個人情報管理を徹底しましょう。
- 災害時に備えて、避難先や地域内の危険箇所などを把握しておきましょう。
- 自主防災組織において災害ボランティア本部について理解を深め、ボランティア受付担当者を決めましょう。

民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み

- 地域で開催する防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 事前に各事業所で家具の転倒防止や落下防止策などを行うとともに、食糧や水などを備蓄しましょう。
- 防災の知識普及のため、高齢者や障がいのある人、若者が参加できる防災訓練のあり方を検討しましょう。
- 災害、感染症などが発生した際も、最低限のサービス提供をしていくために、「事業継続計画（BCP）」の策定に積極的に取り組みましょう。
- 地域住民と連携し、災害発生時の避難誘導や被災者の受け入れなどに努めましょう。
- 防災協定を締結し、災害時の支援に協力しましょう。
- 福祉避難所の指定基準を満たしている事業所は、福祉避難所の指定を検討しましょう。

重点事業

災害時避難行動要支援者名簿の更新（福祉課）						
事業概要	災害時に避難支援が必要となる人を支援するため、地域の関係者と連携して名簿の更新を行い掲載情報の充実を図ります。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	名簿掲載 項目の充実	要支援者の 登録支援				→

市社協災害対策本部の設置（市社協）						
事業概要	大規模災害発生時に、迅速に市災害対策本部との連携や要支援者の安否確認ができる体制をつくります。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	設置検討	訓練実施				→

災害ボランティアコーディネーター養成講座（市社協）						
事業概要	災害ボランティア本部の運営ができるボランティアを要請し、発災後の復興支援に貢献します。					
年次計画 (コーディネーター数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	45人	50人	55人	60人	65人	70人

① 防災・防犯活動への支援

市の取り組み

- 個人情報取扱いに配慮し、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時に有効活用できるように随時更新します。
- 災害時の福祉避難所の開設に備えるため、平常時から対象者数の把握、物資や機材の確保などに努めます。
- 福祉避難所に避難行動要支援者が安心して避難できるように、女性や要支援者の視点に立って機能強化に努めます。
- 原子力発電所の万一の事故に備え、避難行動要支援者が安心して避難できるように移動手段の確保や放射線防護施設の充実に努めます。
- 地域住民が犯罪に巻き込まれないように、関係機関と連携して消費者保護や犯罪情報の情報発信などの防犯啓発に努めます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎災害時避難行動要支援者名簿の更新（再掲）
 - ・福祉避難所の充実
 - ・原子力災害避難体制の充実
 - ・防犯メールの発信

社会福祉協議会の取り組み

- 災害時、迅速に災害ボランティア本部を立ち上げることができる体制を整えます。
- 要支援者の安否確認や要支援者が安全な場所へ避難できるように、地域との連携強化を図ります。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎市社協災害対策本部の設置
 - ・災害ボランティア本部立上げ訓練

② 災害ボランティア本部の体制強化

市の取り組み

- 市社協の災害対策本部や災害ボランティア本部と連携し、必要な情報を共有します。

【主な事業】

- ・市社協の災害対策本部や災害ボランティア本部との連携体制の強化

社会福祉協議会の取り組み

- 災害ボランティア本部の運営を支援できるボランティアを養成します。
- 訓練を通じ、災害ボランティア本部の運営強化を行うとともに、平時から地域住民に対する防災・減災の啓発活動に努めます。
- 総合防災訓練及び地域防災訓練などを通じて、市や地域との連携強化を図ります。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎災害ボランティアコーディネーター養成講座
 - ・市社協災害対策本部の設置（再掲）
 - ・災害ボランティア本部立上げ訓練（再掲）
 - ・総合防災訓練及び地域防災訓練などへの参加

基本目標2 市民一人ひとりが積極的に地域福祉に参加するまちづくり

施策の方向性（1）支え合う心を育むための地域福祉教育の推進・支援

思いやりの心・やさしい心を持つことができるように、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を推進します。また、地域での支え合い・助け合いの意識を育むため、福祉に関する講座の開催などを通じて、子ども、大人にかかわらず、地域福祉教育の機会を充実します。

SDGs



計画指標

項目	現状 (令和2年度)	中間 (令和6年度)	目標 (令和8年度)	根拠資料
学校等における地域福祉教育実施回数	5回	10回	15回	実績値
社協事業の福祉出前講座の開催回数	2回	5回	10回	実績値
社協事業の「福祉教育の推進」を知っている人の割合	8.6%	10.0%	12.0%	地域福祉に関するアンケート

市民一人ひとり・地域みんなの取り組み

- 家庭でも福祉について考え、家族で話し合う機会を増やしましょう。
- 一人ひとりが地域の一員であるという意識を持ち、地域の課題を「我が事」として考えましょう。
- 積極的に福祉学習の機会に参加しましょう。
- 日頃から地域の行事などに積極的に参加し、世代間の交流を通じてお互いの理解を深めましょう。
- 地域において、福祉教育に関する勉強会や研修会などを開催し、福祉学習の機会をつくりましょう。

民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み

- 福祉施設を地域へ開放し、ボランティアや体験学習の場を提供しましょう。
- 学校、市社協などと協力して、福祉への興味・関心を持ってもらう機会をつくりましょう。

重点事業

中学生や高校生に対するデートDV講座の開催（福祉課）						
事業概要	将来暴力の加害者や被害者にならないよう、人を思いやる心を培うため、デートDVについての研修を行います。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	対象を高校生まで拡充して実施	研修実施・評価	→	研修実施・見直し	→	→

地域福祉教育出前講座（市社協）						
事業概要	地域の様々な場所で福祉に関する学習ができる場を提供します。					
年次計画 (開催回数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2回	3回	4回	5回	8回	10回

地域福祉教育の実施（市社協）						
事業概要	若い世代に対する福祉教育の学習機会を増やすことを目的に、学習内容の検討や各機関へ協力の呼びかけができるように検討・実施します。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	事業検討	事業実施	事業評価	事業改善	→	→

① 地域における学び場づくり

市の取り組み

- 子どもたちが地域で福祉について学ぶことができるよう、職場体験授業などを開催します。
- 子育てに前向きに取り組めるよう、地域子育て支援センターで必要な支援を行います。

【主な事業】

- ・ 職場体験授業の開催
- ・ 生涯学習講座などをまとめたガイドブックの発行
- ・ 家庭教育支援の場「だれでも食堂もぐもぐ」「遊び塾」の開催
- ・ 地域子育て支援センターの運営

社会福祉協議会の取り組み

- 市民が福祉について学ぶことができる機会をつくります。
- 中学生・高校生が福祉の大切さを学ぶことができるようにボランティア活動の機会をつくります。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎地域福祉教育出前講座
- ・ 中学生・高校生夏休みボランティア体験活動

② 地域や学校での地域福祉教育の充実

市の取り組み

- 命の大切さ、自分や他者を思いやる心を育むため、関係機関と連携を図りながら、年齢に合わせた福祉教育を推進し、福祉に対する意識の向上を図ります。
- 子どもたちに対する福祉教育を推進するため、市社協や福祉関係団体・各事業者の協力を得て、学習機会を提供します。
- 人権意識を高揚させ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深めるため、様々な機会を通じて人権意識の普及、啓発に努めます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

◎中学生や高校生に対するデートDV講座の開催

- ・ 幼児や小学生に対する人権教室の開催
- ・ 各学校での福祉体験授業の開催
- ・ 人権講演会の開催
- ・ 小中学校への認知症サポーター養成講座の開催（再掲）

社会福祉協議会の取り組み

- 未就学児を含めた若い世代に対して、福祉の大切さを学ぶことができる場づくりを検討します。
- 児童・生徒が、学校で福祉について学ぶことができるように福祉教育の実施を支援します。
- 企業や施設が事業の一環として福祉について学ぶことができる機会をつくりま

【主な事業】 ※◎は重点事業

◎地域福祉教育の展開

- ・ 地域福祉教育出前講座（再掲）
- ・ 地域福祉教育指定校事業
- ・ 中学生・高校生夏休みボランティア体験活動（再掲）

施策の方向性（２）多くの市民の地域福祉活動への参加の促進

ボランティア団体や市社協が中心となり、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、市民活動の活性化につながるよう支援します。また、各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成します。

SDGs



計画指標

項目	現状 (令和2年度)	中間 (令和6年度)	目標 (令和8年度)	根拠資料
ボランティア相談件数	5件	40件	55件	実績値
ボランティア登録者数・ 団体数	個人 70名 団体 25団体	個人 85名 団体 28団体	個人 100名 団体 31団体	実績値
ボランティア活動に参加 したいと思う人の割合	7.8%	9.0%	10.0%	地域福祉に関するアンケート

市民一人ひとり・地域みんなの取り組み

- ボランティア活動に関心のある人は、地域のボランティア情報を集めて、どんな活動ができるか考えましょう。
- 特技や経験を活かし、できることからボランティア活動に参加しましょう。
- ボランティア活動に参加できる人は、市社協にボランティア登録を行い、実際に活動しましょう。
- 地域のボランティア活動を知ってもらうため、ホームページやSNS、回覧板や町内会活動の拠点となる場所に活動内容を提示するなど、周知に努めましょう。
- ボランティア活動講座、体験事業などへの参加を積極的に呼びかけ、ボランティア活動のきっかけづくりとなるよう働きかけましょう。
- 地域福祉活動の財源となる赤い羽根共同募金に協力しましょう。

民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み

- 地域の良さを次世代に伝え、市民活動に参加する機会をつくりましょう。
- 地域のボランティア団体と連携し、ボランティア活動の協力支援を行いましょ
う。
- 地域の関係機関・団体と横のつながりを持つために、情報交換や交流のできる
機会と場所をつくりましょう。
- 商店、企業、事業所などでもできるボランティア活動を見つけ、積極的に参加
しましょう。
- 地域福祉活動の財源となる赤い羽根共同募金に協力しましょう。

重点事業

ボランティアコーディネーター事業（市社協）						
事業概要	ボランティア活動を「したい人」と「してほしい人」を結びつけ、市内のボランティア活 動を活発にします。					
年次計画 (相談件数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	30件	35件	40件	45件	50件	55件

ボランティア活動に対する情報発信（市社協）						
事業概要	従来の紙媒体に加え、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用してボランティア 情報を発信します。					
年次計画 (社協ボラ ンティア登 録者数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	75人	80人	85人	90人	95人	100人

① ボランティア活動・市民活動への支援

市の取り組み

- ボランティア活動・市民活動を行う団体の活動を充実させるため支援を行います。

【主な事業】

- ・おまえざき介護予防運動指導士養成講座
- ・「ファミリー・サポート・センター」の運営委託

社会福祉協議会の取り組み

- ボランティアに関する情報を広く周知し、ボランティア活動を「したい人」と「してほしい人」の調整を行います。
- 「ささえあいサポーター事業」や「ファミリー・サポート・センター」を通じて地域の支え合い活動を推進します。
- 市ボランティア連絡会と連携し、市内のボランティア活動を推進します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

◎ボランティアコーディネーター事業

- ・個人ボランティア登録制度の推進
- ・ささえあいサポーター事業（再掲）
- ・「ファミリー・サポート・センター」事業（市から受託）

② ボランティア活動・市民活動への参加のきっかけづくり

市の取り組み

- ボランティア活動を市民に広く認知してもらうため、ボランティア団体の活動内容や利用方法についての情報を、様々な媒体を活用し、積極的に提供します。
- ホームページやSNSを積極的に活用し、各種講座の案内を行います。

【主な事業】

- ・ 公共施設への展示などによる事業紹介の実施
- ・ 市広報誌などを活用した情報発信

社会福祉協議会の取り組み

- 社協だより、ホームページなどを通じて、ボランティア活動の情報を発信します。
- ボランティアがより身近に感じられるように、各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティア教育を通じてボランティア活動の担い手を育成します。
- 「じぶんの町を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金活動を実施します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎ボランティア活動に対する情報発信
 - ・ ふれあい広場
 - ・ ささえあいサポーター養成講座
 - ・ 精神障がいを抱える人を支えるボランティア養成講座（ぽかぽか交流会）
 - ・ 赤い羽根共同募金運動への協力

施策の方向性（3）地域福祉を身近に感じるための啓発活動の推進

地域での支え合い・助け合いの意識を育むため、福祉に関する講座の開催などを通じて、地域福祉に対する関心を高める機会を設けます。

また、高齢者や障がい者、外国人なども含めた全ての市民に対し、必要な情報が届くよう、入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図ります。

SDGs



計画指標

項目	現状 (令和2年度)	中間 (令和6年度)	目標 (令和8年度)	根拠資料
社協だより配置箇所数 (公共施設・民間商業施設など)	22ヶ所	37ヶ所	52ヶ所	実績値
地域の高齢者や障がいのある方への支援等の地域福祉を推進する活動への参加意向のある人の割合	7.4%	9.0%	11.0%	地域福祉に関するアンケート
御前崎市SNS(LINE)の登録者数	1,500人	2,300人	3,000人	実績値

市民一人ひとり・地域みんなの取り組み

- 性別、年齢、障がいの有無や国籍などにとらわれず、お互いに理解し合いましたよう。
- 「広報おまえざき」、「社協だより」、ホームページ、SNSなどを利用し、積極的に地域福祉に関する情報の収集に努めましょう。
- 地域福祉のイベントや講座に積極的に参加し、地域福祉について理解しましょう。
- 福祉関係団体は、関心のある人が気軽に参加できるように、積極的に参加者を受け入れましょう。
- 地域活動団体に男女を問わず参加し、様々な視点から意見交換を行い、活動を活発にしましょう。
- 地域の会合やイベントを通じて、地域福祉について考える機会をつくりましょう。

民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み

- 地域社会を構成する一員であるという意識を持って、地域活動に積極的に参加しましょう。
- 地域での行事や集会を活用して、地域福祉に対する意識の啓発に努めましょう。
- 男女がともに、地域内の福祉活動に参加しやすくなるように、男女共同参画やワークライフバランスなどの意識啓発に努めましょう。
- 店舗や事業所に「社協だより」や福祉関係団体などのチラシを配置し、多くの人に地域福祉を知ってもらう機会をつくりましょう。

重点事業

ゲートキーパー養成講座(福祉課)						
事業概要	市民の自殺に対する関心と理解を深め、自殺対策の担い手になってもらうために、ゲートキーパー養成講座を開催します。					
年次計画 (開催回数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2回	4回	6回	8回	10回	12回

手話奉仕員養成講座(福祉課)						
事業概要	手話言語条例推進の一環として、聴覚障がいを持つ人などに関する福祉制度の理解と、手話での日常会話や表現技術を学ぶため手話奉仕員養成講座を開催します。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5人	6人	7人	8人	9人	10人

地域福祉教育出前講座(市社協)(再掲)						
事業概要	地域の様々な場所で福祉に関する学習ができる場を開きます。					
年次計画 (開催回数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2回	3回	4回	5回	8回	10回

おまえざき社協だよりの発行(市社協)						
事業概要	市社協の広報誌を事業所などに設置し、市社協事業の周知を図ります。					
年次計画 (設置 場所数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	27か所	32か所	37か所	42か所	47か所	52か所

① 福祉講座・福祉啓発事業の充実

市の取り組み

- 市民の地域福祉に対する関心を高めるための講座や学習会などを開催します。
- 障がいのある人を身近で支える家族に対して、研修や講演会、意見交換会などを通じて、支援の充実を図ります。
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、自殺対策計画に基づき、研修や講演会の開催、相談窓口の充実などを図ります。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎ゲートキーパー養成講座
- ◎手話奉仕員養成講座
- ・こころの講演会

社会福祉協議会の取り組み

- 各地域で福祉出前講座を開催し、市民に対する福祉意識の醸成を図ります。
- 市民が福祉団体、ボランティア団体、福祉施設などと交流することができる福祉啓発イベントを開催します。
- 未永く市内の福祉活動に携わり、地域福祉に功労のあった人の表彰を通じて、活動内容を市民に周知します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎地域福祉教育出前講座（再掲）
- ・ふれあい広場
- ・社会福祉大会

② 地域福祉に関する情報発信の充実

市の取り組み

- 「広報おまえざき」やホームページ、SNSなど様々な媒体を通して、福祉サービスなどの情報を分かりやすく提供します。
- ICTを活用した情報発信、申請受付方法を検討し、より多くの人々が地域福祉を知り、参加しやすくなる環境を整備します。
- 聴覚に障がいのある人が情報をスムーズに入手できるよう、御前崎市手話言語の推進に関する条例に基づき、手話通訳などによる情報提供の充実を図ります。
- 視覚に障がいのある人が情報をスムーズに入手できるよう、点字や音声による情報提供の充実を図ります。

【主な事業】

- ・ ICTを活用した様々な媒体からの情報発信
- ・ 電子申請受付体制の検討
- ・ 手話通訳ボランティアの充実
- ・ 高齢者ガイド「おまもり帳」の発行
- ・ 子育てガイド「こまもり帳」の発行
- ・ 「障がい福祉ガイドブック」の発行

社会福祉協議会の取り組み

- 市社協について知っていただくことを目的に、広報誌の発行やホームページなどによる情報発信を実施します。
- ICTを活用した情報発信の仕組みを検討し、市民が情報の閲覧だけでなく、地域福祉に関する申込みなど、双方向での情報共有ができるように努めます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎ 「おまえざき社協だより」の発行
- ・ ふれあい広場（再掲）
- ・ 社会福祉大会（再掲）
- ・ ホームページやSNSによる情報発信

基本目標3 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

施策の方向性（1）困ったときに気軽に相談できる包括的な相談支援体制の充実

地域で暮らす全ての人々が、適切な支援やサービスを受けられるように、地域福祉活動のネットワークの構築に取り組むとともに、関係機関や地域団体などと連携し、だれもが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な相談体制を整備します。

SDGs



計画指標

項目	現状 (令和2年度)	中間 (令和6年度)	目標 (令和8年度)	根拠資料
世代を問わない包括的な相談窓口の整備	1箇所	1箇所	2箇所	実績値
生活上で困ったり、福祉サービスが必要になったりした時に家族や親戚以外には誰にも相談しない人の割合	6.5%	5.0%	4.0%	地域福祉に関するアンケート
成年後見制度の名前も制度の内容も知っている人の割合	21.4%	25.0%	30.0%	地域福祉に関するアンケート

市民一人ひとり・地域みんなの取り組み

- ひとりで悩まず、誰かに相談するように心がけましょう。
- 日頃から家庭や近所づきあいを積極的に行い、地域でも相談できる相手をつくりましょう。
- 広報誌やホームページ、SNSを通じて、相談機関についての情報把握を日頃から心がけましょう。
- 支援を必要とする世帯に対して、見守りや声かけを行い、困りごとの早期発見に努めるとともに、民生委員・児童委員や行政へ連絡することを心がけましょう。

民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み

- 福祉サービス事業所は、市社協や市と協力し、地域の困りごとを受け止め、専門的な知識を活かした相談活動を行いましょよう。
- 広報誌やホームページ、SNSを通じて、地域にある相談機関についての情報を把握し、日頃の業務の中に活かしましょよう。

重点事業

包括的な相談窓口の充実（福祉課）						
事業概要	市民からの様々な相談に対応するため、断らない相談窓口の機能の充実を図ります。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	現状分析	検討会開催	→	窓口増設 (試行)	窓口増設 (実施)	→

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の設置（福祉課）						
事業概要	多様化する相談に対応するため、関係機関同士の情報共有ができる場を設置するとともに、個人情報の保護に努めます。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	関係機関との調整	設置要綱策定	支援会議の開催			→

就職氷河期世代支援に係る市町村プラットフォームの設置（福祉課）						
事業概要	官民が協働して、社会参加に向けた支援を必要とする人に対する具体的な支援プランの作成や情報共有ができる場を設置します。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	関係機関との調整	関係機関との調整	設置要綱策定	会議の実施		→

成年後見制度利用促進事業（高齢者支援課・福祉課）						
事業概要	関係機関及び専門職と連携し、権利擁護が必要な人をチームで支える、地域連携ネットワークの構築に努めます。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	中核機関設置 準備委員会 立上げ	中核機関設置				→

福祉総合相談所の開設（市社協）						
事業概要	断らない相談窓口として、相談者の困りごとを聴き、必要な助言及び関係機関との情報共有を実施します。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施					→

包括的な相談窓口の充実（市社協）						
事業概要	市や関係機関と様々な相談案件について情報交換ができる体制整備に努めます。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	現状分析	検討	→	事業試行	事業実施	→

生活困窮者自立支援事業（市から受託）（市社協）						
事業概要	相談者の抱える生活上の様々な困りごとに対して話を聴きながら、自立した生活が送ることができるように支援します。					
年次計画 (相談件数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	30件	40件	50件	60件	70件	80件

法人後見事業（市社協）						
事業概要	判断能力が不十分になった人に対する身上保護や支援を実施し、その方の権利を守ります。					
年次計画 (受任件数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2件	3件	3件	3件	3件	3件

① 市民にわかりやすく、気軽に相談できる窓口の充実

市の取り組み

- 制度に則った福祉サービスでは対応できない制度の狭間の問題や複数の生活課題を抱える人に対して、市社協や関係機関と連絡調整をしながら問題解決に取り組めます。
- 個別の困りごとに専門窓口で対応するとともに、各種相談窓口に関する情報を広報誌、インターネット、SNSなどを通じて発信します。
- 世帯訪問時や定期健診などの機会を活用し、困りごとの聴き取りを行い、地域住民が相談しやすい環境をつくれます。
- ICTを活用して、多言語による相談やオンライン相談など、相談体制の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員の活動について周知を図り、地域住民が身近で相談しやすい環境をつくれます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

◎包括的な相談窓口の充実

- ・ 専門相談窓口に関する情報発信
- ・ 世帯訪問時や定期健診時の困りごと相談の聴き取り
- ・ ICTを活用した相談体制の充実
- ・ 民生委員・児童委員に関する情報発信

社会福祉協議会の取り組み

- 既存の福祉サービスでは対応できない課題を抱える人に対して、関係機関などと連絡調整しながら問題解決に取り組みます。
- 相談窓口で相談内容を聴くだけでなく、市社協職員が地域で相談内容を聴くことができる仕組みをつくります。
- 各種相談窓口に関する情報を広報誌やホームページを通じて発信します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎福祉総合相談所の開設
 - ・弁護士・司法書士・心配ごと相談
 - ・ひきこもり・不登校支援相談室

② 関係機関同士の連携を深める体制の強化

市の取り組み

- 多様化する問題に対応するため、専門機関との連携に努め、包括的な支援体制を構築して問題解決を図ります。
- 必要な情報が関係機関で共有できるように配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。
- 罪を犯した人が更生し地域社会で復帰を図るために、地域・職場・更生保護関係者が連携して再犯の防止に努めます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の設置
 - ・包括的な相談支援体制の構築
 - ・専門支援機関との連携
 - ・個人情報保護に関する研修の実施
 - ・再犯防止のための支援

社会福祉協議会の取り組み

- 多様化する問題に対応するため、専門機関との連携に努め、包括的な支援体制を構築して問題解決を図ります。
- 必要な情報が関係機関で共有できるように配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。
- 個別の困りごとやニーズを地域の課題ととらえ、課題を解決することができる仕組みづくりを行います。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎包括的な相談窓口支援体制の充実
 - ・生活支援コーディネーター事業（市から受託）

③ 生活困窮世帯の支援体制の充実

市の取り組み

- 生活困窮者自立支援法に関わる支援体制のネットワーク化に取り組みます。
- 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援などを実施し、貧困の連鎖から抜け出すために必要となる支援を行います。
- 長期間ひきこもり状態の人に対する社会復帰のための支援に取り組みます。
- 就労可能な相談者に対して、社会福祉法人、NPO、営利企業などへ働きかけ、就労支援や就労先の確保に努めます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎就職氷河期世代支援に係る市町村プラットフォームの設置
 - ・生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の設置（再掲）
 - ・子どもの貧困に対する支援
 - ・ひきこもり当事者の居場所づくり

社会福祉協議会の取り組み

- 生活に困窮している世帯に対して、関係機関と連携し、自立や生活再建に向けた支援を行います。
- ひきこもり状態の人に対して、社会復帰のための支援に取り組みます。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎生活困窮者自立支援事業（市から受託）
- ・生活福祉資金貸付事業（県社協から受託）
- ・小口資金貸付事業
- ・ひきこもり・不登校支援相談室（再掲）

④ 権利擁護の推進

市の取り組み

- 子どもから高齢者、障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、相談窓口の充実を図ります。
- 高齢者や障がいのある人の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用を推進します。
- 誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪被害者に対する総合的な支援を行います。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎成年後見制度利用促進事業
- ・人権相談など各種相談事業
- ・犯罪被害者支援事業

※成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの詳細は、86～87 ページ参照。

社会福祉協議会の取り組み

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が低下している人の福祉サービス利用援助や金銭管理サービス・書類預かりサービスなどを提供し、本人の権利を擁護します。
- 成年後見制度を充実させるため、市民後見人に対する継続的な支援を行います。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎法人後見事業
- ・日常生活自立支援事業（県社協から受託）
- ・市民後見人養成講座を修了した方への支援

施策の方向性（２）誰もが健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり

子育て世代、高齢者、障がい者など、誰もが尊厳をもって健康で不自由なく、安心して暮らすことができる地域をつくるため、市民・地域団体・市・市社協が協働して福祉のまちづくりに取り組みます。

SDGs



計画指標

項目	現状 (令和2年度)	中間 (令和6年度)	目標 (令和8年度)	根拠資料
御前崎市を「子どもを産み育てやすいところ」と思う人の割合	10.4%	12.4%	13.5%	市民意識調査
御前崎市を「高齢者が暮らしやすいまち」と思う人の割合	9.1%	10.5%	12.0%	地域福祉に関するアンケート
ヘルプマークの名前も制度の内容も知っている人の割合	8.9%	12.0%	15.0%	地域福祉に関するアンケート
保健委員の各地区における健康づくり活動数	170回 (R元実績)	178回	180回	市保健委員活動報告書

市民一人ひとり・地域みんなの取り組み

- 支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、近所で気づいたことを町内会や民生委員・児童委員などと共有しましょう。
- 配慮が必要な人が付けるヘルプマークについて理解を深め、周囲の人が必要な支援を行いましょう。
- 健康づくり活動や地域の活動に積極的に参加し、仲間の輪を広げましょう。
- 公的なサービスで支援できない部分について、地域で支援していくことができないか、地域で考えましょう。

民間事業者(福祉サービス事業者・企業・商店等)の取り組み

- 仕事と子育てが両立できる職場環境に心がけるとともに、出産、育児のための様々な支援制度を活用し、安心して働ける職場づくりに努めましょう。
- 障がい者の就労を促進するため、福祉サービス事業所と連携して障がいの特性に応じた支援や環境の整備に努めましょう。
- 日頃の活動を通じて把握した福祉課題を地域住民と共有し、地域の問題解決に向けて、地域住民や関係機関と協力して取り組みましょう。

重点事業

地域子育て支援センター事業（こども未来課）						
事業概要	地域の子育て家庭に対する育児支援を行い、子どもの健やかな育ちを促進します。					
年次計画 (月当たり 延利用人数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,524人	1,531人	1,467人	1,421人	1,379人	1,338人

ヘルプマーク啓発事業（福祉課）						
事業概要	市広報誌・班回覧・音声告知などを通じて市民への周知啓発を行い、必要とする人が利用しやすい環境を整えます。					
年次計画 (交付枚数)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	20枚	22枚	24枚	26枚	28枚	30枚

介護予防・日常生活支援総合事業（市社協）						
事業概要	住み慣れた家でいつまでも健康で過ごすことができるように、通所事業や訪問事業を実施します。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%	5.0%

※市民意識調査の「障害者や高齢者にやさしいまちと思う」に対する「そう思う」の割合

浜岡中央児童館・児童図書館事業（市から受託）（市社協）						
事業概要	幼児や児童の健全な成長及び健康増進を目的とした事業を実施します。					
年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	7.8%	7.9%	8.0%	8.1%	8.2%	8.3%

※市民意識調査の「子どもを産み育てやすいまちと思う」に対する「そう思う」の割合

① 自立を支える福祉サービスの充実

市の取り組み

- 各分野の福祉サービスの情報を、様々な媒体を利用して周知します。
- 子ども、高齢者、障がいのある人など個々のニーズに合わせた支援事業の充実に努めます。
- 分野を超えた複合的な課題に対応するため、関係機関が連携して包括的な支援を行います。

【主な事業】

- ・子育て支援事業
- ・高齢者支援事業
- ・障がい者支援事業
- ・包括的な相談支援体制の構築

社会福祉協議会の取り組み

- 市民がこれからも住み慣れた地域で暮らしていくために、様々なニーズに対応できる福祉サービスを提供します。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・放課後児童クラブの運営（市から受託）
 - ・「ファミリー・サポート・センター」の運営（市から受託）（再掲）

② 誰もが暮らしやすい環境づくり

市の取り組み

- 地域の全ての子ども、家庭の相談に対応する子ども家庭総合支援拠点を設置します。
- 安心して子育てができる環境づくりを関係機関と協力して行います。
- 子どもの健やかな成長・発達を支え、親が不安なく子育てに取り組めるよう、家庭訪問や乳幼児健康診査などを実施し、妊娠初期から就園するまで切れ目のない支援を行います。
- 超高齢社会に対応する地域包括ケアシステムを充実させ、高齢者が地域でいつまでも安心して生活ができる仕組みづくりを関係機関と協力して行います。
- 妊婦や障がいのある人など、配慮が必要な人が身につけるヘルプマークについて、啓発活動を行います。
- 障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する合理的配慮の理解を促進するため、啓発活動を行います。
- 健康づくりを担う人材として保健委員や食育ボランティアの教育・研修を実施するとともに活動の支援を行います。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎地域子育て支援センター事業
- ◎ヘルプマーク啓発事業
 - ・給食費無償化事業
 - ・子ども家庭総合支援拠点運営事業
 - ・子育て支援員派遣事業
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・地域包括支援センター事業
 - ・障害者差別解消法の啓発
 - ・保健委員、食育ボランティア活動の支援

社会福祉協議会の取り組み

- 市民一人ひとりが、これからも住み慣れた地域で住み続けることができる環境づくりを行います。
- 子ども、高齢者、障がい者など、支援を必要とする人たちが生き生きと暮らせる環境づくりのため、市や地域団体と連携して事業を行います。

【主な事業】 ※◎は重点事業

- ◎浜岡中央児童館・児童図書館事業（市から受託）
 - ・第二層協議体への支援（再掲）
 - ・生活支援コーディネーター事業（市から受託）（再掲）
 - ・高齢者生きがい教室
 - ・介護機器貸与事業・福祉車両貸出事業
 - ・はり・きゅう・マッサージ助成事業
 - ・理美容料金助成事業
 - ・障がい者余暇活動支援
 - ・歳末たすけあい事業

(参考) ヘルプマークの例



- (色) 背景 : 赤色
- マーク : 白色
- (寸法) 縦 : 約 85mm
- 横 : 約 53mm
- 厚み : 約 2mm

御前崎市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用促進に関する取組について、基本的な計画を定めるものです。

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいのある方など、自分で判断することが難しい方について、家庭裁判所で選ばれた成年後見人が本人に代わって契約を締結したり、本人が誤った判断に基づいて契約した場合には、それを取り消す等の法律的な援助を行い、本人の権利及び財産を守ります。

【現状】

本市の令和 2 年 4 月 1 日時点の総人口は、32,067 人です。このうち 65 歳以上の高齢者は 9,603 人で、高齢化率は 29.9%であり、今後、総人口が減少し高齢化が進む中、独居高齢者や身寄りのない高齢者の増加が予想されます。また、成年後見制度の利用が必要と思われる対象者は、認知症高齢者（介護保険申請者のうち日常生活自立度Ⅱ以上）が 1,103 人、療育手帳所持者が 311 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 190 人の合わせて 1,604 人に上りますが、現在、本市において成年後見制度を利用している方は、59 人（令和 2 年 11 月 4 日時点静岡家庭裁判所提供）であることから、制度利用につながっていない方が数多くいることが予想されます。また、令和 2 年 6 月に実施した第 4 次御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査の結果によると、制度を知っていると答えた方は 21.4%であり、成年後見制度に対する理解も不十分な状況です。市長申立の件数をみても、高齢者関係は平成 30 年度 4 件、令和元年度 1 件であり、障がい者関係はここ数年実績がありません。

本市では、将来的な成年後見制度利用者の増加に備えるため、平成 30 年度から市民後見人養成講座を開催し、市民後見人の養成に取り組んでいます。令和 2 年 4 月 1 日までに 4 人が養成講座を修了し、市民後見人として活動するために、御前崎市社会福祉協議会において実務経験を積んでいます。また、経済的理由や親族がいない等の理由で制度利用ができない方のため、申立てに係る費用や報酬費用の助成に対する要綱を定めています。

【課題】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知や潜在的ニーズの把握が不十分であり、制度利用が必要であるにも関わらず、利用につながっていない方が多いと予想されます。また、制度自体の利用の複雑さから適切に制度利用ができていない事例も見受けられます。
- 成年後見制度に関する市の事務は、障がい者担当と高齢者担当の部署でそれぞれ行っており、一本化されていないため市民にとって分かり難いものになっています。
- 市民後見人の養成を進めているが、市民後見人等の活動を支援する機関の整備ができていません。

【今後の取組・方向性】

1. 制度の周知・啓発

- 市民に対して、講演会などを開催し、成年後見制度について正しく理解してもらえるように周知・啓発を行います。
- 金融機関や介護事業所などの関係機関に対して、研修会などを開催し、制度の周知・啓発を行います。

2. 地域連携ネットワークの構築及び中核機関の整備

- 社会福祉協議会などの関係機関及び司法書士などの専門職と連携し、権利擁護支援が必要な方をチームで支える仕組み（地域連携ネットワーク）を構築します。
- 令和3年度に3市（御前崎市、菊川市、掛川市）及び社会福祉協議会などの関係機関と中核機関の在り方を検討するため、中核機関設置準備委員会（仮称）を立ち上げ、令和4年度の設置を目指します。

3. 後見人の担い手の養成及び後見人の活動支援

- 市民後見人養成講座の修了者について、法人後見を実施している社会福祉協議会において法人後見支援員として実務経験を重ね、市民後見人としての育成、支援をしていきます。
- 実務経験修了者について、後見人候補者の名簿登録を進めていきます。
- 設置予定の中核機関や法人後見実施機関である社会福祉協議会において、市民後見人等からの日常的な相談に対応するための体制づくりに取り組みます。

4. ニーズの把握

- 潜在的な制度必要利用者のニーズ把握を行います。

5. 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の利用が必要と認められる方で、経済的な理由や申立人となりうる親族がいないこと等の理由により、制度利用ができない方に対して、申立てに要する費用及び成年後見人への報酬助成を行います。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

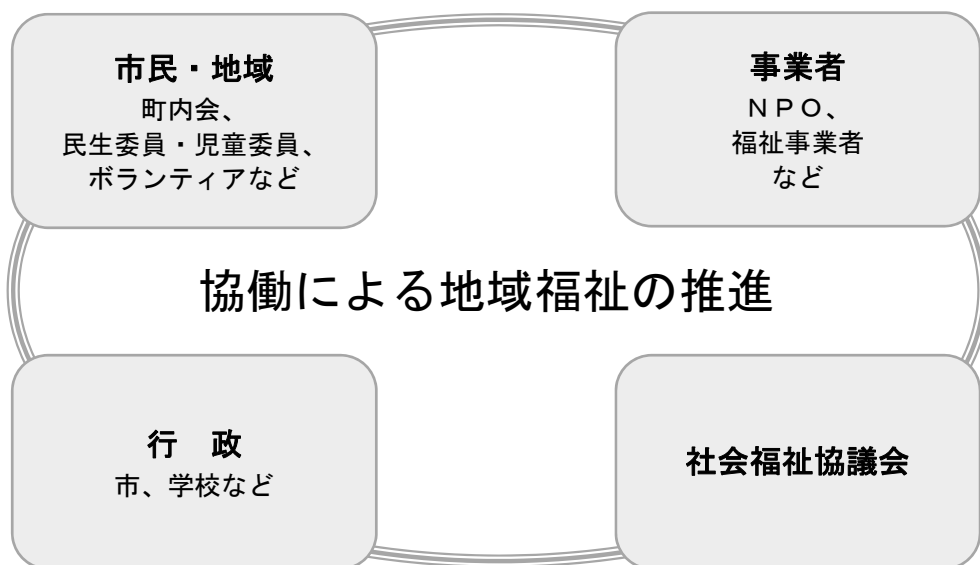
高齢者の見守り活動や子育て支援活動等、地域に根差した取り組みを進めていくためには、市民が主体的に福祉活動に関わっていくことが重要です。

そのため、市ホームページや広報などを通じた情報発信だけでなく、民生委員・児童委員の協力等、様々な方法により地域福祉計画の普及啓発を図ります。

また、市、社会福祉協議会及び各事業者と協働でイベントを開催する等、地域住民への普及啓発の機会の充実に取り組みます。

2 市民・地域、事業者、社会福祉協議会、行政の協働による計画の推進

本計画の推進にあたっては、市民・地域・事業者・社会福祉協議会及び行政が、計画の基本理念とその役割を認識し、積極的に連携を図り、協働により施策を展開していきます。



(1) 市民・地域の役割

地域福祉活動の主役は、地域で生活している市民自身です。

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、この地域社会の一員であることの自覚を持つことが大切です。そして、地域福祉の担い手として、自らがボランティアなどの社会活動に積極的に参加するなどの役割が期待されます。

そのため、地域福祉への関心と理解を深め、支え合い・助け合いの心を醸成していくことが重要です。

(2) 事業者の役割

サービス事業者などは、安心してサービスを利用するために、地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、人材の確保・育成、サービスの質の向上を図りながら、引き続き良質なサービスを提供することが必要です。さらに、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することが求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中心的な役割を果たしています。

そのため、行政と協働して本計画の推進を図るとともに、その推進においては市民や各団体・組織との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

そこで、地域福祉活動を行う市民と福祉関係者との連携を深め、地域で活動する人の支援や組織などの福祉コミュニティづくりを進めるなど、地域福祉推進の先導役を果たすことが必要です。

(4) 行政の役割

行政は、社会福祉協議会と適切な役割分担を行い、連携・協働して、福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、関係機関・団体などの役割を踏まえ、地域の実情と市民のニーズに即した施策の推進に取り組みます。

また、地域福祉施策以外で、日常生活に関連する分野との調整や協力などが行えるように、全庁的に連携を図り、横断的な地域福祉施策の展開に努めます。

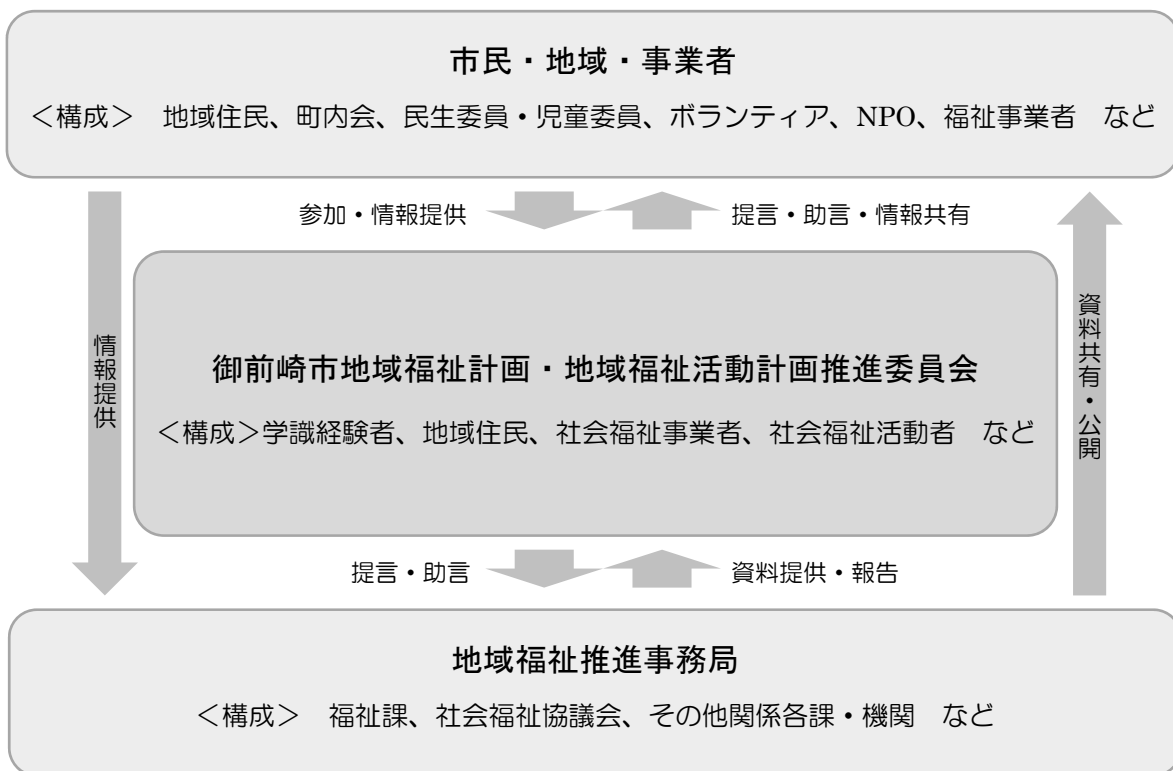
3 計画の進行管理・評価

本計画の円滑で確実な実施を図るため、計画の進行管理と評価を行います。

進行管理及び評価は、本計画を総合的に推進していくため行政からの視点だけでなく、市民意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する市民の意識や活動実態の把握に努め、市民の声を的確に把握した上で、施策の展開を図ります。

(1) 計画の進行管理体制

計画の進行管理にあたっては、第3次計画に引き続き「御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、進行管理と評価を行う組織として位置づけます。



(2) 評価の実施

計画の評価にあたっては、地域福祉推進事務局において施策の実施状況や成果、課題や今後の方向性などをまとめます。御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会に進捗状況等を報告し、施策の取り組み状況の確認及び検討を行います。また、令和5年度には中間評価、令和8年度には最終評価を実施し、計画期間における取り組みの成果について点検・評価を行い、次期計画の策定につなげます。

令和3年度	進行管理	施策の進捗状況の確認
▼	▼	▼
令和4年度	進行管理	施策の進捗状況の確認
▼	▼	▼
令和5年度	中間評価	中間の取り組み状況報告及び進捗状況の点検・評価・見直し
▼	▼	▼
令和6年度	進行管理	施策の進捗状況の確認
▼	▼	▼
令和7年度	進行管理	施策の進捗状況の確認
▼	▼	▼
令和8年度	最終評価	最終の取り組み状況報告及び進捗状況の点検・評価 次期計画策定委員会の立上げ



資料編

1 御前崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 27 年 3 月 27 日告示第 58 号)

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく御前崎市地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定に当たり、広く市民の意見を計画に反映させるため、御前崎市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、福祉計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民組織代表者
- (3) 高齢者福祉関係団体又は施設代表者
- (4) 障害者福祉関係団体又は施設代表者
- (5) 児童福祉関係団体又は施設代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から福祉計画が策定される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 御前崎市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地域社会を基盤とした福祉を推進することを目的とし、御前崎市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、御前崎市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、活動計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 地域住民組織代表者
- (2) 高齢者福祉関係団体・施設代表者
- (3) 障害者福祉関係団体・施設代表者
- (4) 児童福祉関係団体・施設代表者
- (5) 学識経験者
- (6) その他会長が認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から活動計画が策定される日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3 御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員、 作業部会委員名簿

(1) 御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員

選出区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	小林 哲也	静岡福祉大学 社会福祉学部 福祉心理学科 講師	委員長
地域住民組織代表者	橋本 益利	御前崎市社会福祉協議会 比木支部長	副委員長
地域住民組織代表者	河原崎 悦男	御前崎市民生委員児童委員協議会 副会長	
地域住民組織代表者	河原崎 敏子	御前崎地区更生保護女性会 代表	
高齢者福祉関係団体又は施設代表者	高塚 晴雄	御前崎市老人クラブ連合会 会長	
高齢者福祉関係団体又は施設代表者	竹田 祐樹	社会福祉法人浜岡厚生会 特別養護老人ホームはまひるがお 施設長	
高齢者福祉関係団体又は施設代表者	久保田 通世	社会福祉法人賛育会 池新田デイサービスセンター 介護支援専門員	
障害者福祉関係団体又は施設代表者	河田 州夫	御前崎市身体障害者福祉会 会長	
障害者福祉関係団体又は施設代表者	水野 正教	御前崎市手をつなぐ育成会 会長	
障害者福祉関係団体又は施設代表者	八木 光春	社会福祉法人 M ネット東遠 理事長	
児童福祉関係団体又は施設代表者	沖 恵子	社会福祉法人やまもも福祉会 高松保育園副園長	
児童福祉関係団体又は施設代表者	中嶋 三夏	子育てサークル TAO 代表	
児童福祉関係団体又は施設代表者	山城 みづほ	御前崎市ファミリー・サポート・センター 会員代表	
その他市長・会長が必要と認める者	石井 恵	御前崎市ボランティア連絡会 会長	
その他市長・会長が必要と認める者	植田 咲子	生活支援コーディネーター 代表	

(2) 御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会委員

所属	氏名	備考
福祉課	山下 昌秀	保護係長
こども未来課	長尾 裕年	子育て支援係長
高齢者支援課	堀田 篤子	地域包括支援センターはまおか センター長
健康づくり課	大石 桂子	主任保健師
事務局（地域福祉計画）	丸尾 茂広	福祉課長
事務局（地域福祉計画）	植田 雅人	福祉課 社会福祉係長
事務局 （地域福祉活動計画）	澤入 洋司	御前崎市社会福祉協議会 事務局長
事務局 （地域福祉活動計画）	澤田 大介	御前崎市社会福祉協議会 地域福祉係

4 御前崎市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過

月 日	会 議 等	協 議 内 容 等
令和2年 6月12日 ～ 6月26日	地域福祉に関するアンケート調査の実施	御前崎市在住の満20歳以上の男女2,000人対象 回収数：847人（回収率：42.4%）
7月16日	第1回 御前崎市第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画作業部会	■計画策定基本方針について ■第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について
8月11日	第2回 御前崎市第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画作業部会	■計画策定のためのアンケート調査結果について ■第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について
8月21日	第1回 御前崎市第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画策定委員会	■計画策定基本方針について ■計画策定のためのアンケート調査結果について ■第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について
9月18日	第3回 御前崎市第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画作業部会	■計画策定における課題について ■計画の体系・骨子の検討について
9月30日	第2回 御前崎市第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画策定委員会	■計画策定における課題について ■計画の体系・骨子の検討について
11月24日	第4回 御前崎市第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画作業部会	■本計画の基本的な考え方について ■第3次計画の数値目標の評価及び第4次計画の数値目標の設定について ■本計画の施策の展開について ■本計画（案）について
12月2日	第3回 御前崎市第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画策定委員会	■本計画の基本的な考え方について ■第3次計画の数値目標の評価及び第4次計画の数値目標の設定について ■本計画の施策の展開について ■本計画（案）について
令和3年 1月14日	第5回 御前崎市第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画作業部会	■地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ■本計画の推進について
1月15日 ～ 1月28日	パブリックコメントの実施	御前崎市ホームページ・御前崎市社会福祉協議会ホームページにて、意見募集を実施
2月12日	第4回 御前崎市第4次地域福祉計画 ・地域福祉活動計画策定委員会	■地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ■本計画の推進について

|| 5 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称です。コンピュータそのものの情報技術を活用しながら、ヒトやモノの情報を共有する技術を指します。

赤い羽根共同募金

昭和 22(1947)年に、市民が主体となる民間運動として始まりました。「じぶんの町を良くするしくみ」として、地域の皆様から募金をいただき、その浄財を地域福祉の推進に活用しています。

居場所

地域の誰でも気軽に立ち寄ることができ、自由な時間を過ごすことができる場所です。利用者が楽しく過ごせるだけでなく、ひとり暮らし高齢者の孤立化を防ぐことも期待されています。

SNS

Social Networking Service の略称です。インターネットを使用し、個人や団体、企業などが情報を共有することができる仕組みを指します。LINE(ライン)も SNS の1つであり、多くの方が日常生活で利用しています。

SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称です。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念に、世界中の企業や団体が将来に渡っても継続できる事業を検討し、取り組んでいます。

御前崎市手話言語の推進に関する条例

手話をひとつの言葉として認識し、手話を必要とする方が手話を使うことで全ての地域の方と会話ができるようになる社会を目指すための条例です。

【か行】

協議体

地域で高齢者を支援するために地域の関係者が参加し、情報共有や連携して支え合いを広める組織です。第一層協議体では市全体の支援を担い、第二層協議体では、地区ごとに高齢者支援を推進することが役割となります。また、各協議体には、生活支援コーディネーターが配置され、リーダーとして協議体と連携して支え合いを広めています。

権利擁護

「権利」とは、人間らしい当たり前の生活を過ごせることや、その人に必要なメニューやサービスが受けられること、その人の意思で選択できることなどを指します。権利擁護とはこのような権利を守ることです。

広報おまえざき

市役所が月に1度発行する市の広報誌です。市役所ホームページには、過去の記事や、ポルトガル語に翻訳した抜粋版が掲載されています。

合理的配慮

障がいを抱える人が社会生活の中で何らかの助けを求めたときに、負担をかけすぎない程度でお手伝いすることを指します。

子どもに対する学習支援

「貧困の連鎖」を断ち切ることを目的として、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援、生活習慣の助言、学校生活のサポート等を行います。

子どもの貧困

国民の年間所得から見て、一定水準に満たない所得水準で暮らす人々を「相対的貧困」と呼びます。子どもの貧困はこの相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在や生活状況のことを指します。日本の子どもの貧困率は上昇傾向にあり、現在は7人に1人の子どもが貧困状態であるとされています。

【さ行】

災害ボランティア

被災地にて、被災者支援を目的に活動する人を指します。災害ボランティアの活動は力仕事だけでなく、被災者に寄り添うところのケアなど多種多様です。

災害ボランティア本部

大規模災害時に立ち上がる機関です。災害ボランティアの募集、現地活動の調整、被災地から挙げられた依頼の調整など様々な役割を持ちます。

支え合い活動

地域の中で「おたがいさま」の気持ちを持って困っている人を支えることや、困ったときに支えてもらうことの活動の総称です。

サロン

地域の誰もが気軽に立ち寄ることができ、参加者が様々な活動を行うことができる場所です。プログラムに沿った活動を実施する点が居場所と異なります。

自殺対策計画

自殺対策基本法が根拠であり、自殺対策を「生きることの包括的な支援」とするとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるようにするための計画です。

自然動態

人の出生と死亡に伴う人の流れを指します。ある時点における出生数と死亡数の差(自然増減といいます)から出生及び死亡による人口の増減を確認することができます。

支部社協

社会福祉協議会と連携し、各地区の福祉活動を自主的に実施する団体です。御前崎市には、池新田、高松、佐倉、比木、朝比奈、新野、御前崎、白羽の8つの支部社協があります。

市民意識調査

第2次御前崎市総合計画の進捗状況を確認することや、市民が持つ生活や市政の課題についての意識を確認するための調査です。調査は毎年度実施されています。

市民後見人

自分の親族ではない人に対する後見活動を行う一般市民を指します。専門的な資格は不要ですが養成講座などを通じて、後見に必要な知識、技術、態度を身に着けた上で対応します。これからの成年後見制度の担い手として期待されています。

社会動態

転入や転出に伴う人の流れを指します。ある時点における転入者数と転出者数の差(社会増減といいます)から転入及び転出による人口の増減を確認することができます。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づいた民間の団体で、誰もがこれからも安心して暮らしていくことができるように、地域に対する福祉を進めていくことが目的です。社協とも略され、日本全国の市区町村に設置されています。

社会福祉法人

社会福祉法を根拠とした法人であり、社会福祉に関する様々な事業を行うことを目的としています。

社協だより

社会福祉協議会が発行する広報誌です。社会福祉協議会が実施する事業を中心とした情報を掲載しています。

障害者差別解消法

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、「不当な差別」や「合理的配慮の不提供」をなくし、お互いの人格と個性を尊重しながら共生する社会をつくるために制定された法律です。

少子高齢化

人口全体に対して、子どもの割合が低下することと同時に、65 歳以上の高齢者の割合が増加する現象です。日本の社会保障や経済など様々な分野に影響が出ると考えられています。

小地域福祉活動

地域福祉は画一的に行うものではなく、地域の実情に沿った活動を行うことが必要です。そのため、市内をいくつかの地域に分け、各地域で地域福祉を推進しています。この各地域での活動を小地域福祉活動と呼びます。

生活困窮者

現在の生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を指します。生活困窮の背景には、就労状況、心身状況、地域社会の関わりなど様々なものが影響しています。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者が自立した生活を送ることができるようになるための法律です。就労、家計、学習など、生活困窮者の自立を図るための事業が定義されています。

成年後見制度

判断能力が十分ではない高齢者や障がい者の権利を守ることを目的とした制度で、そのような方の代わりに生活に関する契約をすることや、財産を管理することができる制度です。

【た行】

第2次御前崎市総合計画

御前崎市のこれからの総合的なまちづくりの指針となる計画です。「子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎」をテーマに、平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間を計画期間として、計画に沿った市政を実施しています。

ダブルケア

親の介護と子育てを同時に行うことを指します。現在、少子高齢化が進み、このダブルケアを実施する世帯が増えてきており地域における課題の1つとなっています。

男女共同参画

男性も女性も、性別を問わず、あらゆる分野で活躍できるような社会を目指すことを指します。

地域共生社会

地域の取り組みを「支え手」や「受け手」と区別せず、自分のこと(我が事)と考えたり、高齢者、障がい者、子どもといった区分けをしない(丸ごと)ように進めていくことができる社会を指します。

地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に対する育児支援を行い、子どもの健やかな育ちを促進します。

地域福祉

これからも地域で安心して暮らせるようにするため、地域が抱える課題を地域に住む市民や福祉関係者などが協力して解決していく考え方で。

地域福祉教育

地域で暮らす市民が心豊かに生活できるようにすることを目的として開催しています。支援が必要な方の立場に立った体験教室、当事者による講話、学校や施設との交流など様々な教育プログラムがあります。

地域福祉に関するアンケート

御前崎市第4次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画を策定するための基礎資料として、令和2年6月12日から6月26日の期間に無作為で抽出した20歳以上の市民2,000人に実施したアンケートです。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、高齢者が介護が必要になったり認知症を患ったとしても、住み慣れた地域で住み続けることができるよう、様々な機関、団体、住民が連携しながら福祉サービスを提供できる体制を指します。

超高齢社会

日本の総人口のうち、65歳以上の高齢者の占める割合が21%を超える社会を指します。令和元年では、日本の総人口1億2,617万人に対して、65歳以上の人口は3,589万人となり高齢化率は28.4%となっています。

【な行】

乳幼児健康相談

乳幼児のすこやかな健康発達のために、育児、離乳食、乳幼児食に関する相談を保健師・栄養士が相談対応します。

【は行】

ひきこもり

様々な理由で学校や仕事に行くことができず、家にこもり家族以外の交流がほとんどない状態の人を指します。長期化することにより、生活困窮や経済的支援を行う親の介護などの問題の発生（8050問題）に発展する場合があります。

避難行動要支援者

災害発生時に自ら避難することが困難であり、迅速な避難の支援が必要な方を指します。

福祉講座・福祉啓発事業

福祉について学ぶことができる勉強会や養成講座、福祉の意識を高めることができる取り組みを指します。

福祉サービス

自立した日常生活を過ごすことができるような支援の総称です。高齢者、障がい者、子どもなど様々な分野で福祉サービスが存在します。

福祉の出前講座

職員が地域へ出向き、福祉講座を開催することです。市や市社協が様々なテーマで主催します。市民が福祉を知ることができるきっかけの1つとなっています。

福祉避難所

災害時に体育館などの一般的な施設では避難生活が困難で特別な配慮が必要な人（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など）やその家族が避難する場所です。福祉避難所の指定にはバリアフリーなど一定の条件が必要です。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害、難病または妊娠初期の人など外見からは分からなくても援助や配慮を必要とする人が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

放射線防護施設

原子力災害が万一発生した際に、避難準備が整うまでの間、要配慮者等の被ばく
のリスクを下げながら、安全に一時的な屋内退避を行うための施設です。

包括的な相談体制

相談者の課題に対して、高齢者、障がい者、子どもの相談窓口で対応するだけで
なく、それらの窓口が横断的に連携をとりながら相談対応に当たる体制を指します。
複合的な課題を抱える人に対する支援に繋がります。

ボランティア

自発的に行う社会活動、地域活動であり、様々な分野で多くの人が活動していま
す。現在はボランティア活動に対する意識や考え方も「少数の人が行う特別な活動」
ではなく、「誰でもできる身近な活動」といったものになってきました。活動は多
様であり、有償のボランティア活動もあります。

【ま行】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の相談対応や地域の見守りを実施し、また、
行政や必要な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割があります。また、児
童委員も兼ね、児童に関する支援も併せて実施します。

【や行】

要支援者

独居高齢者、介護認定を受けている人(要支援、要介護)、障がい児(者)、高齢者で
支援を希望する人を指します。

【ら行】

LINE

SNSの1つであり、スマートフォンなどお互いに文字や絵で情報交換すること
ができます。手軽に扱えることから全国的に利用している人が増えています。

【わ行】

ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と定義され、働きながら育児や介護を含む家庭の両立や、
性別や年齢を問わない環境づくりなどの概念が含まれます。

御前崎市
第4次地域福祉計画
第4次地域福祉活動計画

令和3年3月

《編集・発行》

御前崎市 健康福祉部 福祉課

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585 番地

電話 0537-85-1121 FAX 0537-85-1144

ホームページ <https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/>

社会福祉法人 御前崎市社会福祉協議会

〒437-1622 静岡県御前崎市白羽 5402 番地の10

電話 0548-63-5294 FAX 0548-63-5299

ホームページ <http://www.omaezakishakyo.jp/>



御 前 崎 市



社会福祉法人
御前崎市社会福祉協議会